

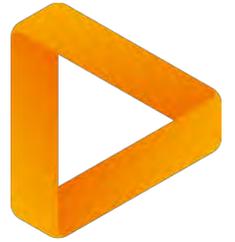
老施協

JS-Weekly

No.822

発行 令和4年3月18日

編集 公益社団法人
全国老人福祉施設
協議会



老施協
VISION 2035

©内閣広報室



首相官邸HPより



今週のポイント

- ▶ 全国老施協 正副会議で社会福祉連携推進法人制度の概要やメリット等を紹介
- ▶ 厚生労働省 支援補助金や新加算創設に伴い、処遇改善の新報告様式などを示す

国の一週間

国会 (内閣)	1/17~	第208回通常国会
	3/11, 15, 16	厚生労働委員会 (衆議院)
	3/16	厚生労働委員会 (参議院)
厚生労働省	3/16	中央社会保険医療協議会総会 (第517回) (持ち回り開催)
	3/17	第209回社会保障審議会介護給付費分科会 (オンライン) ▶ P.9

老施協の一週間

全国老施協	3/14	WEB開催	第5回研修委員会
	3/15	WEB開催	第2回2035の会
	3/15	WEB開催	第3回経営戦略会議
	3/15	WEB開催	第2回軽費老人ホーム・ケアハウス部会ブロック代表者会議
	3/16	WEB開催	第11回正副会長・委員長会議 (拡大)
	3/18	WEB開催	第4回特別養護老人ホーム部会五役会議

今週のトピックス

- ▶ 全国老施協で社会福祉連携推進法人制度、事例を解説 ▶ P.2
- ▶ 全国老施協、処遇改善をめぐる要請活動、自治体の対応について情報を共有 ▶ P.3
- ▶ 処遇改善加算の届出 令和4年度分は4月15日までに提出 ▶ P.4
- ▶ 施設内療養への追加支援策を延長 21日時点でまん延防止等重点措置実施地域に適用 ▶ P.5
- ▶ オミクロン株の濃厚接触者の自宅待機の基準などが変更 ▶ P.6
- ▶ 高齢者施設で濃厚接触者となった介護職員の勤務継続が全国的に可能に ▶ P.7
- ▶ 新型コロナ オミクロン株の特性を踏まえた対応を厚生労働省が通知 ▶ P.8
- ▶ 厚生労働省、LIFEのさらなる活用やペーパーレス化の推進を提言 ▶ P.9

- ▶ 厚生労働省、社福への一般監査「実地によらない方法での実施」を認める ▶ P.10
- ▶ 介護施設での転倒、腰痛などの予防対策推進に向けて都道府県で協議会を設置 厚生労働省が参加を依頼 ▶ P.11
- ▶ ケアマネ資格更新 添付写真はパスポート規格に統一へ 厚生労働省が省令改正 ▶ P.12
- ▶ 厚生労働省、要介護認定等の実施手続きを一部改正 ▶ P.13
- ▶ 厚生労働省、新型コロナによる介護保険料の減免措置について通知 ▶ P.14
- ▶ 厚生労働省が第34回社福国家試験合格者発表 社会福祉士 新たに1万742人が合格 合格率31.1% ▶ P.15
- ▶ WAMが養護と認知症グループホームの経営参考指標を公表 ▶ P.16
- ▶ 「介護職員処遇改善支援補助金」に伴う退職手当共済の取り扱いについて WAMが加入者にQ&Aで説明 ▶ P.17
- ▶ 【コラム】認知症BPSDケアプログラムにおける取り組み実践事例⑧ ▶ P.18



ご意見・ご要望は
こちらまで



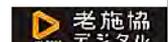
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL https://www.roushikyo.or.jp

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中!





特養

養護

軽費・ケアハウス

デイサービス

在宅・地域密着
その他

グループホーム

全国老施協

全国老施協で社会福祉連携推進法人制度、事例を解説

第11回正副会長・委員長会議（拡大）

ポイント

- ① 山田尋志参与（リガーレ代表）が自身の事例を説明
- ② そのだ修光常任理事 7日の国会代表質問を報告

▶ 社会福祉連携推進法人制度、事例について講義 意見を交換

全国老施協は3月16日、「第11回正副会長・委員長会議（拡大）」をオンラインで開催した。

冒頭、平石朗会長が挨拶し、「4月から新年度が始まる。各委員長、副委員長、幹事の皆さんには積極的に議論し、会員メリットを意識しながら具体的な事業計画を立案していただければと思う」と述べた。

この日は、全国老施協参与で社会福祉法人リガーレ暮らしの架け橋の山田尋志理事長が、4月から始まる社会福祉連携推進法人制度（連携推進法人）の概要、自身の実践事例を説明した。

山田理事長は2010年、京都府の3法人で「リガーレグループ」を設立。資金を出し合い、本部機能を整備し、グループ一体で人材確保・育成に取り組んでいる。現在は青森県や千葉県の法人を含む7法人が参加し、社会福祉連携推進法人の先駆的存在として知られている。山田理事長は制度の概要やメリット・デメリット、手続きの留意点のほか、リガーレグループ発足の経緯や現在までの活動、今後の展開などを説明。「グループ化により、経営基盤の強化・サービスの質の向上、事業経営の透明性確保の実現を推進できる。これにより地域貢献活動もしっかりできるようになる」と連携推進法人の意義を述べ、「今後、中小零細法人は連携なしでは運営が難しくなる。連携による公益法人の『経営モデル』を確立していきたい」と意気込みを語った。

意見交換では、「中核（ミドル）人材の育成が課題になるのではないか」「最初に目的意識をどう共有するかがポイントになる」などの声が挙がった。

平石会長は、「大規模法人だけでなく、規模の小さい法人を全国老施協としてどう支えていくかを考えるうえで、参考になった」と述べた。

▶ 養護・軽費・ケアハウスの職員の処遇改善 実現に向けた対応を要請

続いて、各委員会・部会の活動報告、榎田和平介護保険事業等経営委員長による「介護職員処遇改善支援補助金」「介護職員等ベースアップ等支援加算（仮称）」創設に伴う処遇改善加算の事務処理や様式例などの解説が行われた。

最後に、参議院議員のそのだ修光常任理事が情勢報告を行った。そのだ常任理事は3月7日に参議院予算委員会で代表質問に立ったことを報告。「養護・軽費・ケアハウスの職員の処遇改善について、時期や財源によらず給与改善が実現されたかを確認するよう念を押した。後藤茂之厚生労働大臣には『都道府県等の状況を調査するなどしっかり対応していく』と答えていただいた」と説明した。また、「在宅の皆さん（ヘルパーやケアマネなど）にも新型コロナのかかり増し費用が補助される旨の通知が出た。これも現場の皆さんの声があったこと。大変な状況は続くが、介護現場の皆さんが安心して働くことができなければ、必要なサービスを提供することもできない。これからもしっかりやっていきたい」と強調した。



ご意見・ご要望は
こちらまで



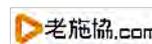
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！





特養

養護

軽費・ケアハウス

デイサービス

在宅・地域密着
その他

グループホーム

全国老施協

全国老施協、処遇改善をめぐる要請活動、自治体の対応について情報を共有

令和3年度 第2回軽費老人ホーム・ケアハウスブロック代表者会議

ポイント

- ① ブロック代表者が各地の最新情報を主体的に報告
- ② 厚労省の担当者を交えた意見交換を実施

▶ ウェビナー形式で開催 約100人が傍聴

全国老施協は3月15日、「令和3年度第2回軽費老人ホーム・ケアハウスブロック代表者会議」をオンラインで開催した。会議には、各ブロック代表者および全国老施協の軽費老人ホーム・ケアハウス部会の委員に加え、厚生労働省老健局高齢者支援課の担当者が参加。また、約100人の関係者が傍聴した。

この日は、軽費・ケアハウスの職員の処遇改善（地方交付税措置による老人保護措置費に係る支弁額等の改定）に絞って、ブロック代表者による報告や意見交換が行われた。

▶ 「当初予算で対応」「補正予算で対応」「検討中」など対応状況を報告し、意見を交換

大山知子副会長、藤井陽子軽費・ケアハウス部会長による開会挨拶、事務局による情報提供・報告に続き、ブロック代表者が各地域での要請活動の動向や、都道府県・政令市・中核市の対応状況を報告した。

報告後のコメントでは、「一般財源化され自治体によって対応が異なる軽費・ケアハウスの問題について、関係者がここまで一斉にスピード感を持って活動したのは初めて。全国展開すれば効果が大きいことを実感した」「今回の活動で、横の連携が大切であることが改めてわかった。処遇改善に伴い、これまでの加算の見直しや民間施設給与等改善費（民改費）のカットが行われるかもしれない。それに対応していくためにも、情報共有がより重要になる」など、連携強化のさらなる重要性を指摘する声が続いた。

▶ 生活費の見直しや、自治体の対応への留意を訴える

厚生労働省の担当者を交えた意見交換では、「（ウクライナ問題等もあり）物価高騰が懸念され、特に燃料費の値上がりが運営を圧迫している。生活費の見直しをお願いできないか」という要望があった。これに対し、厚生労働省の担当者は「実態を把握したうえで、検討していきたい」と述べた。その他、出席者からは「民改費のカットなど今後の自治体の対応に注意が必要だ」などの声も挙がった。

こうした一連の報告や意見交換を受け、厚生労働省の担当者は、「貴重な現場の話や困りごとをお聞かせいただいた。今後も全国老施協と風通しの良い関係を築きながら対応していきたい」と述べた。

閉会にあたり、榊田和平介護保険事業等経営委員長が「これからはいろいろな課題についてみんなで知恵を出し合い、統一化・標準化に向けて力を合わせていきたい。軽費・ケアハウスが地域にとって必要不可欠な存在であることを地域に知ってもらおうよう、取り組んでいかなければならない」と挨拶した。

(参考資料：<https://www.roushikyo.or.jp/index.html?p=we-page-entry&spot=404496>)



ご意見・ご要望は
コチラまで



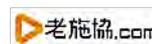
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中!



厚生労働省
処遇改善加算の届出 令和4年度分は4月15日までに提出
「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の一部改正について
(介護保険最新情報Vol.1041)

- ポイント**
- ① 計算書や実績報告書などの様式を添付
 - ② 見込み額は補助金やベースアップ等支援加算分を除く

▶ **新設された介護職員処遇改善支援補助金などに関する項目を修正**

厚生労働省は3月11日、介護職員処遇改善加算および介護職員等特定処遇改善加算に関する算定方法の改正について、自治体に通知した（介護保険最新情報Vol.1041）。

収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための介護職員処遇改善支援補助金と、処遇改善に向けた介護職員等ベースアップ等支援加算（仮称）の新設を踏まえ、これまでの内容を修正した。計画書の作成や実績報告書の作成に関する項目を修正し、新たな様式例を添付している。

介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算の計画書における賃金改善の見込み額については、介護職員処遇改善支援補助金と介護職員等ベースアップ等支援加算（仮称）による賃金の改善見込み額を除いた金額を記載するなどとしている

また、各自治体への届出については、「令和4年度に4月または5月から処遇改善加算等を取得しようとする場合は、令和4年4月15日」までと明記している。

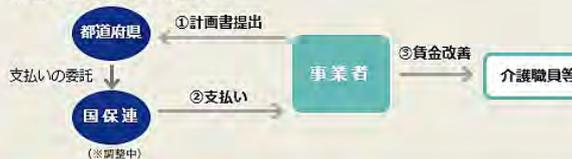
(参考資料：<https://www.roushikyo.or.jp/?p=we-page-menu-1-2&category=19325&key=21769&type=content&subkey=420500>)

Q4. 補助金の申請手続きは？

A4. 事業所が都道府県に対して申請を行います。補助金は国保連（※調整中）が支払います。

- 補助金を申請する場合、事業者は、都道府県に計画書を提出してください。申請が認可されると、都道府県から支払いの委託を受けた国保連（※調整中）が補助金を事業者に支払います。
- 介護報酬関係で市町村に届け出を行うサービス事業者も、この補助金の届出先は都道府県です。
- 補助期間終了後、事業所は都道府県に実績報告書を提出する必要があります。（要件を満たさない場合は、補助金の返還が必要となることがあります。）

申請から支払いまでの流れ



Q5. 補助金の申請・支払いスケジュールは？

A5. 令和4年2月に賃上げ開始の報告を行った後のスケジュールは以下の通りです。補助金は、2～4月分がまとめて6月に支払われ、その後11月まで毎月支払われます。

令和4年					令和5年
2月	4月	6月	9月	11月	1月
賃金改善の実施					
補助金の支払い					
賃上げ開始の報告	計画書提出	補助金支払い開始		補助金支払い終了	実績報告書提出

出典：厚生労働省

ご意見・ご要望は
こちらまで



厚生労働省

施設内療養への追加支援策を延長 21日時点でまん延防止等重点措置実施地域に適用

高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の延長について

ポイント

- ① 1人当たり最大30万円を補助する追加支援を延長
- ② 東京、大阪など18都道府県で4月末まで活用可能

▶ 地域医療介護総合確保基金により追加支援を実施中

厚生労働省は3月17日、施設内で療養を行う高齢者施設等に対し、引き続き感染対策の徹底、療養の質および体制の確保等を行うことができるよう、地域医療介護総合確保基金により実施されている追加支援を延長することを事務連絡した。

施設内療養への支援については現在、まん延防止等重点措置実施地域においては、施設内療養者1人につき最大30万円の補助が受けられる。これについて、令和4年3月21日時点でまん延防止等重点措置を実施すべき都道府県では、同措置が解除された後でも4月末まで追加補助が受けられることとなった。

現在、東京都や大阪府、北海道など18都道府県でまん延防止等重点措置が実施されているが、期限の21日で同措置を解除することが決定している。

施設内療養を行う介護施設等への更なる支援について

- 施設内で療養を行う介護施設等に対し、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を行うことができるよう更なる支援を行う。
- また、病床のひっ迫等により比較的重症な施設内療養者が多く生じると考えられるまん延防止等重点措置区域等においては、追加の支援を行う。

補助概要

- 病床ひっ迫等により、施設内療養を行う介護施設等に対して、通常のサービス提供では想定されない感染対策の徹底等を行うとともに、療養の質及び体制の確保を支援する観点から、施設において必要となる追加的な手間^(※1)について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、従来の経費支援に加え、新たに補助を行う。

(※1) 以下、①～⑩等の実施をチェックリストで確認し、補助を行う

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ソーニング (区域をわける) の実施
- ③ コーディング (隔離) の実施、担当職員を分ける等の勤務調整
- ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑤ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

補助額

- 施設内療養者1人につき、15万円 (15日以内に入院した場合は、施設内療養期間に応じ1万円/日を日割り補助)
- まん延防止等重点措置区域等^(※2)の施設等であって療養者数が一定数を超える場合^(※3)は、施設内療養者1人につき1万円/日を追加補助 (上記とあわせて最大30万円)^(※4)

(※2) 令和4年3月21日時点でまん延防止等重点措置等を実施すべき区域とされている都道府県については、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域から除外された場合であっても、令和4年4月末までは追加補助の対象とする。
 (※3) 以下の①②いずれも満たす日について、施設内療養者 (発症後15日以内の者) に追加補助を行う
 ① 当該介護施設等が所在する区域において、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が適用されている期間中である。
 ② 小規模施設等 (定員29人以下) においては施設内療養者が2名以上、大規模施設等 (定員30人以上) においては施設内療養者が5名以上いる。
 (※4) 追加補助の限度額は、小規模施設等 (定員29人以下) は200万円/施設、大規模施設等 (定員30人以上) は500万円/施設

対象サービス

- 介護施設等
 (特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護、短期入所療養介護)

適用時期

- 令和3年4月1日 (追加補助分は令和4年1月9日)

(注) 地域医療介護総合確保基金 (介護従事者確保分) のかかり増し費用を助成する介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の中で実施。(かかり増し費用のメニューに追加)

出典：厚生労働省



ご意見・ご要望は
こちらまで



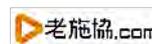
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL https://www.roushikyo.or.jp

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中!





特養

養護

軽費・ケアハウス

デイサービス

在宅・地域密着
その他

グループホーム

厚生労働省

オミクロン株の濃厚接触者の自宅待機の基準などが変更

令和4年3月16日付け厚労省通知

ポイント

- ① 保健所等が濃厚接触者の特定を行わない場合は出勤制限を行わない
- ② 高齢者施設と医療機関は保健所等が濃厚接触者の特定し行動制限を求める

▶ 濃厚接触者の特定及び行動制限の基準が変更

厚生労働省は3月16日に通知を発出し、オミクロン株が主流の間は、保健所等が、濃厚接触者の感染リスクが低い事業所等であるとして濃厚接触者の特定を行わない場合は、一律の出勤制限を行わず状況に応じた自主的な感染対策の徹底を求めることとした。

その一方で、医療機関や高齢者施設等においては、これまで通り、その施設等からの報告等に基づき、保健所等が濃厚接触者の特定を含めた積極的疫学調査を集中的に実施し行動制限を求めるものとした。

(参考資料)

・令和4年3月16日付け厚労省通知「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」
(<https://onl.bz/qUGDkTf>)



ご意見・ご要望は
コチラまで



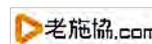
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中!



厚生労働省

高齢者施設で濃厚接触者となった介護職員の勤務継続が全国的に可能に

令和4年3月16日付け厚労省通知

- ポイント**
- ① 濃厚接触者となった介護従事者は一定要件のもとで介護業務を継続可能に
 - ② 陽性者との接触等から5日目まで毎日業務前に検査が必要

▶ 高齢者施設で濃厚接触者となった介護職員が勤務継続できる基準を示す

新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所している高齢者施設等において濃厚接触者となった介護従事者については、外出制限（＝自宅待機）が求められるが、今般厚労省より、一定の条件のもとで、介護に従事することは不要不急の外出に当たらない（＝介護の職場に出勤可能）とする取扱いが示された。これまでこの取扱いは沖縄、大阪、京都、兵庫に限られていたが、今般全国的に対象となった。

▶ 主な取扱い要件

この取扱いを行うための主な要件は下記の通り。

- 新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が入所している高齢者施設等であって外部からの応援職員の確保が困難な施設に従事する介護従事者であること。
- 他の介護従事者による代替が困難な介護従事者であること。
- 新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施済みで、追加接種後14日間経過した後（ただし、2回目接種から6か月以上経過していないために追加接種を実施していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（当該検査による実施が困難である場合は、抗原定性検査キットも可）により検査を行い、陰性が確認されていること。（検査期間は、最終曝露日（陽性者との接触等）から5日目に陰性が確認されるまで）
- 濃厚接触者である当該介護従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。
- 感染制御・業務継続支援チーム等により、以下を事業所として実施する体制が確認されていること。
 - ・当該介護従事者の健康状態（無症状であること等）の確認
 - ・当該介護従事者に係る適正な検査（検体採取・結果判定、検査キットの確保等）
 - ・施設内の感染拡大を防ぐための対策（防護具の着脱、ゾーニング、衛生管理等）

（参考資料）

- ・令和4年3月16日付け厚労省通知「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」
<https://onl.bz/hneT6mh>



ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
 Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
 URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！





特養

養護

軽費・ケアハウス

デイサービス

在宅・地域密着
その他

グループホーム

厚生労働省

新型コロナ オミクロン株の特性を踏まえた対応を厚労省が通知

ポイント

- ① 濃厚接触となった職員の待機期間 最短5日目で解除可能
- ② 要件を満たせば濃厚接触者となっても介護に従事可能

▶ 濃厚接触者の特定等、発生場所ごとの対応を求める

厚生労働省は3月16日、濃厚接触者の特定と行動制限や、濃厚接触となった介護従事者に対する外出自粛要請への対応などについて、一連の事務連絡を自治体に通知した。医療従事者や保育、障害等の関係者にも同様の通知が発出されている。

- 「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所ごとの濃厚接触者の特定および行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」

オミクロン株について「感染・伝播性やその倍加速度が高い一方、重症化率は低い可能性が示唆される」とし、「従来株と比べて潜伏期間と発症間隔が短いオミクロン株の特徴を踏まえ、感染状況など地域の実情に応じて、自治体の判断により、すべての感染者に対する濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査を行わない場合」の対応を示した。

感染者の発生場所ごとの濃厚接触者の特定と行動制限については、①同一世帯内で感染者が発生した場合、②一般の事業所等で感染者が発生した場合、③ハイリスク施設（高齢者施設や医療機関）で感染者が発生した場合、④保育所、幼稚園や小中学校などで感染者が発生した場合、⑤集団感染（クラスター）が発生した場合の5つのケースで、それぞれ「基本的な考え方」と「具体的な取り扱い」を示している。

高齢者施設などのハイリスク施設については、都道府県等による迅速な積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定・行動制限および当該ハイリスク施設内の感染対策の助言を求めるとした。特定された濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日（感染者との最終接触等）から7日間（8日目解除）とするものの、4日目および5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かにかかわらず、5日目から解除可能とした。

クラスターが発生した場合については、限られた空間における何らかの感染拡大要因の存在が疑われ、早期の保健所の介入による一定の感染拡大の防止は期待されると指摘。従来通り感染状況に応じて、都道府県等の判断により積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定・行動制限を求めるとしている。

▶ 抗原定性検査キットもPCR検査試薬も十分な供給量を確保

- 「抗原定性検査キットの供給に係る優先付け措置等の終了について」

オミクロン株の急激な感染拡大に伴い、1月以降、厚生労働省は抗原定性検査キットの需給が安定するまでの措置として優先度に応じた流通を求めてきたが、当面の安定的な流通に十分な供給量を確保できたため、優先付け措置を終了する。今後、行政検査や臨時交付金を活用した無料検査事業の実施に必要な抗原定性検査キットについて、積極的な確保を行うよう自治体に依頼した。また、PCR検査試薬等についても同様に、優先的な対応を終了するとしている。

（参考資料：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00332.html）



ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！





特養

養護

軽費・ケアハウス

デイサービス

在宅・地域密着
その他

グループホーム

厚生労働省

厚生労働省、LIFEのさらなる活用やペーパーレス化の推進を提言 第209回社会保障審議会介護給付費分科会

ポイント

- ① 4本の令和3年度調査案を原案通り了承
- ② LIFE活用や文書負担軽減の推進を求める声が挙がる

▶ LIFE活用に関わる時間 最も時間を要するのは「アセスメント」

3月17日、厚生労働省は「令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和3年度調査）」の調査結果案を介護給付費分科会に報告した。令和3年度調査では、①介護医療院におけるサービス提供実態等、②LIFEを活用した取り組み状況の把握および訪問系サービス・居宅介護支援事業所におけるLIFEの利用可能性の検証、③文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減、④福祉用具貸与価格の適正化の一の4項目の調査が実施された。

②LIFE活用について、登録済み事業所に活用に関わる時間を聞いたところ（2021年9月分データ提出状況）、平均で最も時間がかかるのは「アセスメント」（14.6時間）だった。そのほか、「記録ソフトへのデータ入力」に12.5時間、「LIFE上での直接入力」に4.6時間、「インポート機能の利用」に1.3時間を要していた。

LIFE導入前後において利用者アセスメントに変化が「あった」と回答した事業所・施設は50.1%。LIFE導入前後で「評価基準に基づき評価（ADL評価、褥瘡の評価等）」の実施割合が、68.0%から82.9%に増加したことがわかった。

▶ 文書負担軽減の対応 事業所種類ごとの違いが明らかに

③文書負担軽減の調査では、事業所の事務職員の有無を調べたところ、施設サービスでは「有」とした回答が多く（介護老人福祉施設は94.8%）、地域密着型通所介護（22.7%）や認知症対応型共同生活介護（31.4%）は少ないなど事業所種類ごとの違いが明らかになった。

また、介護老人福祉施設では、重要事項の掲示について「自由に閲覧可能な紙ファイルを備え付けている」と回答した施設は令和3年10月に45.6%と、同年3月から6.8ポイント増えていた。ペーパーレス化を進めていくために必要なことでは、「パソコンやソフトに対する職員の苦手意識の解消、職員への研修等」「ペーパーレス化のためのシステムの導入」「パソコンやソフト、システム等の導入のための費用補助」が上位回答だった。

▶ ペーパーレス化の推進のための支援を求める

提示された案は最終報告として了承された。委員による審議では「LIFEの入力負担の軽減の対処」や「押印の廃止やサインレスが加速度的に進むような支援、政策を考えてほしい」といった意見が出た。

全国老施協の小泉立志副会長はLIFEの調査に関して、「フィードバック情報はサービスの質の向上のため介護支援専門員も把握する必要がある。また、訪問系では訪問リハビリテーションのみLIFEが導入されているが、訪問リハ等の事業所の実績、効果を分析したうえで導入を検討すべき」と述べた。文書負担軽減の調査については、計画書等について事業者や家族の同意を得る方法として「電子メール」「事業者のタブレット等へ署名を行う機能」「その他の電子署名」はいずれの事業所種類でも2.5%以下だったことを取り上げ、「ソフト、システム開発や利用者へのスマートフォン等の支給などの支援で推進する必要がある。決裁や実地指導への対応、他事業所との連携の問題をクリアしたうえで、ペーパーレス化を推進することが望ましい」と指摘した。

（参考資料：<https://www.roushikyo.or.jp/?p=we-page-menu-1-2&category=19325&key=21769&type=content&subkey=421320>）



ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！





厚生労働省

厚生労働省、社福への一般監査「実地によらない方法での実施」を認める

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の一部改正について

ポイント

- ① 実施要綱を改正 4月1日から適用
- ② 評議員、理事、監事の欠格事由を追加

▶ 評議員、理事、監事から「暴力団員」を排除

厚生労働省は3月14日、社会福祉法人の指導監査について、実施要綱および別紙「指導監査ガイドライン」の一部を改正することを自治体関係者に通知した。改正は4月1日から適用される。

改正の概要は下記の通り。

- 社会福祉法人指導監査実施要綱の改正では、社会福祉法人に対する一般監査について、「実地によらない方法での実施」を特例的に認める旨が追加された。新型コロナの感染拡大防止を踏まえたもの。
- 指導監査ガイドラインについて、評議員、理事および監事の欠格条項として「暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」が追加された。

(参考資料：<https://www.roushikyo.or.jp/?p=we-page-menu-1-2&category=19325&key=21769&type=contents&subkey=421061>)



ご意見・ご要望は
コチラまで



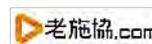
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中!



厚生労働省

介護施設での転倒、腰痛などの予防対策推進に向けて都道府県で協議会を設置 厚労省が参加を依頼

小売業、介護施設を中心として増加する行動災害の予防対策の推進について（協力依頼）

ポイント

- ① 転倒や腰痛等の予防が喫緊の課題
- ② 令和4年度より協議会を設置し、対策を強化

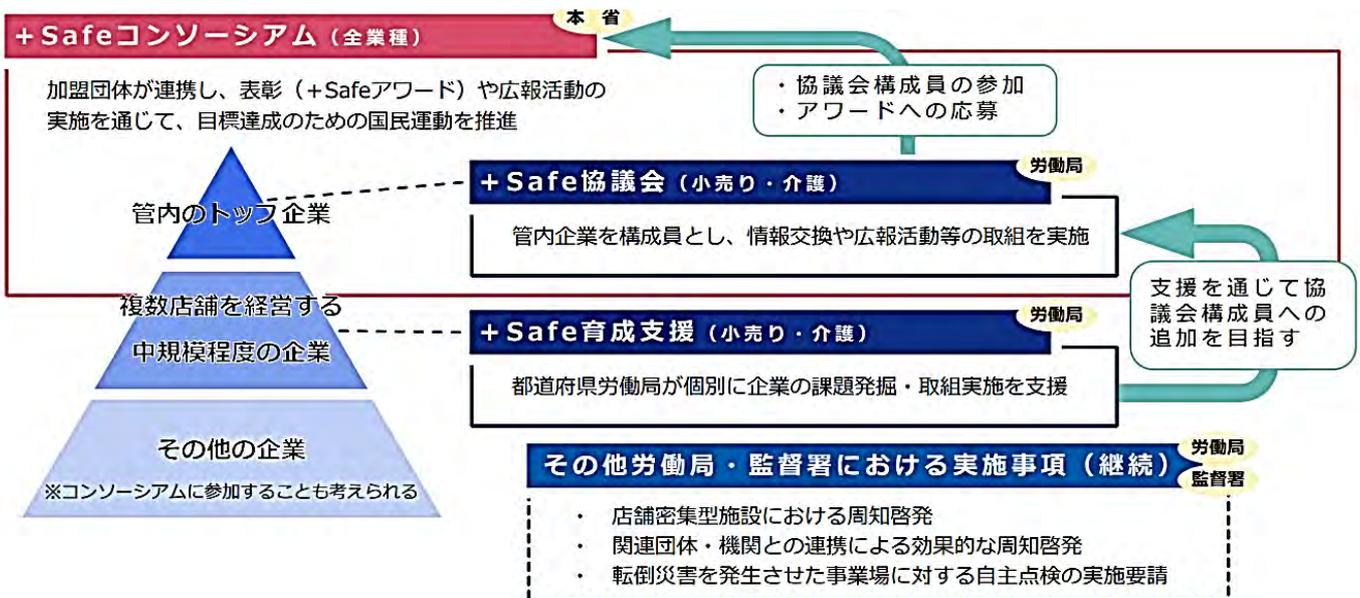
▶ 地域を代表する社会福祉法人等で構成 各種活動を展開

厚生労働省は3月16日、「介護施設において増加する転倒、腰痛等の行動災害の予防対策の推進について（協力依頼）」を関係団体に通知した。令和4年度より、作業行動に起因する「転倒」や腰痛等の「動作の反動・無理な動作」（行動災害）の予防対策を推進するため各都道府県に「協議会」を設置し、啓発活動を展開していくとして、参加を呼びかけている。

協議会は都道府県労働局が設置するもので、「+Safe協議会」（仮称）。地域を代表する模範的な社会福祉法人、地方公共団体、関係団体などを構成員とする。参加法人間の課題や行動災害予防の取り組み事例の共有、健康づくりの専門家による講演等の活動を行い、構成員の安全衛生活動の好事例の水平展開、構成員の取り組み目標の設定などを進めていく。

都道府県労働局から協議会への参加依頼があった際には、積極的な参画をお願いしたい。

（参考資料：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000102664_00007.html）



出典：厚生労働省



ご意見・ご要望は
こちらまで



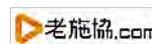
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！





特養

養護

軽費・ケアハウス

デイサービス

在宅・地域密着
その他

グループホーム

厚生労働省

ケアマネ資格更新 添付写真はパスポート規格に統一へ 厚労省が省令改正

申請書等への添付を求める写真の規格の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等について（介護関係）（介護保険最新情報Vol.1043）

ポイント

- ① 行政手続きにおける写真サイズの統合が進む
- ② ケアマネ資格申請はパスポート規格で

▶ 旧様式によるものも当面は使用可能

厚生労働省は3月14日、ケアマネ資格更新申請に必要な添付写真をパスポート規格に統一することを、自治体に通知した（介護保険最新情報Vol.1043）。

政府の規制改革実施計画が、各種申請等で提出する写真について、▽サイズは、原則として運転免許証サイズ・履歴書サイズ・大型サイズまたはパスポート規格のいずれかに統合する、▽撮影時期は現状6か月未満のものは6か月以内に統一することを決定し、令和4年度に全府省で実施することを求めている。これを受け、介護関係では、介護支援専門員証に添付する写真の規格を、従来の「上半身」からパスポート規格を満たす「上三分身」に統一する。3月14日から施行されるが、旧様式の使用も当面は認められる。

規制改革実施計画では、「写真の電子的提出」も進めるよう求めている。

（参考資料：<https://www.roushikyo.or.jp/?p=we-page-menu-1-2&category=19325&key=21769&type=contents&subkey=421037>）



ご意見・ご要望は
コチラまで



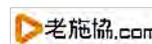
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！





特養

養護

軽費・ケアハウス

デイサービス

在宅・地域密着
その他

グループホーム

厚生労働省

厚生労働省、要介護認定等の実施手続きを一部改正

「要介護認定等の実施について」の一部改正について
(介護保険最新情報Vol.1040)

ポイント

- ① 申請書への医療保険番号などの記入が必須に
- ② 4月1日以降に申請する際は新様式を使用

▶ 要介護認定等の申請書の様式が変更

厚生労働省は3月11日、要介護認定等の実施手続きを一部改正することを、自治体に通知した（介護保険最新情報Vol.1040）。4月1日より適用される。要介護認定等の申請書については、介護保険の被保険者番号のほかに、新たに医療保険番号などの記載が求められることになる。

通知では、改正前と改正後の要介護認定・要支援認定・要介護更新認定・要支援更新認定の申請書、要介護認定・要支援認定区分変更申請書、サービスの種類指定変更申請書を提示している。改正により、これらの申請書に医療保険の保険者番号などの記入欄が設けられている。

(参考資料：<https://www.mhlw.go.jp/content/000911353.pdf>)



ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中!





特養

養護

軽費・ケアハウス

デイサービス

在宅・地域密着
その他

グループホーム

厚生労働省

厚生労働省、新型コロナによる介護保険料の減免措置について通知 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和4年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて (介護保険最新情報Vol.1044)

ポイント

- ① 減免見込み額に応じた支援額の割合を提示
- ② 徴収前に減免の申請ができなかった人などにも配慮を

▶ 減免措置を行う市町村に対して特別調整交付金により支援

厚生労働省は3月14日、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の令和4年度における減免措置に対する今後の財政支援の内容を、自治体関係者に事務連絡した（介護保険最新情報Vol.1044）。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの普通徴収における減免分（令和4年度分）についての財政支援の取り扱いを示している。

財政支援は市町村に対する特別調整交付金により行われ、その内容は下記の通り。

- 各市町村における第一号保険料の賦課総額に対し、第一号保険料の減免見込み額が占める割合が3%以上である場合 ⇒ 第一号保険料の減免総額の10分の10相当額
- 同1.5%以上3%未満の場合 ⇒ 第一号保険料の減免総額の10分の6相当額
- 同1.5%未満の場合 ⇒ 第一号保険料の減免総額の10分の4相当額

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者で、減免対象期間中にすでに徴収した保険料があり、徴収前に減免の申請ができなかったやむを得ない理由がある場合については、遡って減免を行うことも考えられるとしている。

また、令和3年度に減免の対象となっていた人については、令和4年4月以降、前年の所得金額に基づき保険料を賦課し、令和4年度において減免の対象となるか判明するまでの間、徴収猶予をするなどの対応の配慮を市町村に求めている。

(参考資料：<https://www.roushikyo.or.jp/?p=we-page-menu-1-2&category=19325&key=21769&type=contents&subkey=421040>)



ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中!



厚生労働省

厚労省が第34回社福国家試験合格者発表 社会福祉士 新たに1万742人が合格 合格率31.1%

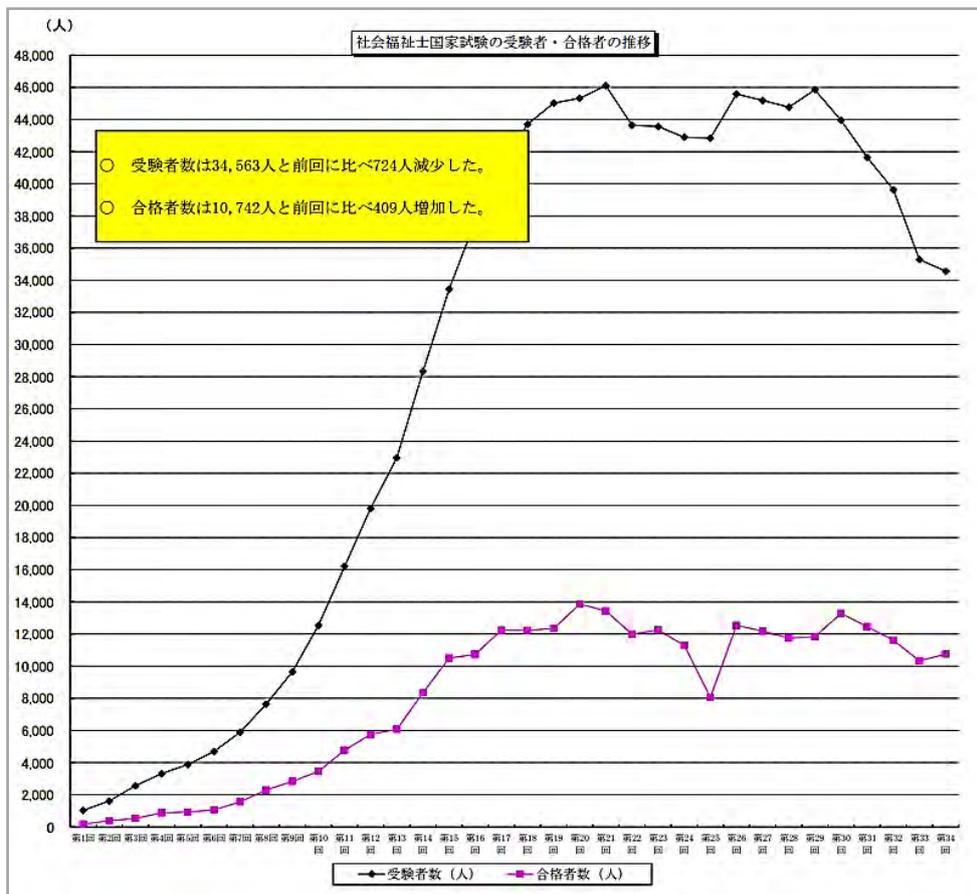
第34回社会福祉士国家試験合格発表

- ポイント**
- ① 受験者数3万4,563人 前回比724人減少
 - ② 合格者数1万742人 前回比409人増加

▶ 受験者数5年連続の低下 3万5,000人割れ

厚生労働省は3月15日、今年度の第34回社会福祉士国家試験の合格者を発表した。今年度は、3万4,563人の受験者に対し、合格者は1万742人。合格率は31.1%で、前回の29.3%から1.8ポイント上昇した。受験者数は前回の3万5,287人から724人減少し、5年連続の減少となった。合格者を性別で見ると、男性が3,272人（30.5%）、女性が7,470人（69.5%）。受験資格別では、福祉系大学等卒業者が6,124人（57.0%）、養成施設卒業者が4,618人（43.0%）だった。累計登録者は26万644人となっている（今年2月末現在）。

(参考資料：http://www.sssc.or.jp/goukaku/HT2ZCrrXSaQRwfPCiQU6Py62wNsxHw/pdf/s_happyou.pdf)



出典：厚生労働省



ご意見・ご要望は
こちらまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中!



福祉医療
機構

WAMが養護と認知症グループホームの経営参考指標を公表

2020年度（令和2年度）決算 養護老人ホームの経営分析参考指標の概要について
2020年度（令和2年度）決算 認知症高齢者グループホームの経営分析参考指標の概要について

ポイント

- ① 養護 サービス活動増減差額比率0.8ポイント低下
- ② 認知症グループホーム 赤字施設割合1.2ポイント上昇

▶ 養護老人ホームは一般型、特定型ともにサービス活動増減差額比率が低下

独立行政法人福祉医療機構は3月11日、2020年度の養護老人ホームと認知症高齢者グループホームの経営分析参考指標の概要を公表した。

養護老人ホームについては、介護保険制度における特定施設入居者生活介護の指定を受けていない「一般型」150施設（うち盲型13施設）、指定を受けている「特定施設」123施設（うち盲型16施設）の決算データを集計。

一般型では、盲養護老人ホームを除く137施設において、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率は前年度より0.8ポイント低下し0.2%となった。サービス活動収益対経費率は0.9ポイント上昇し39.9%に、従事者1人当たり人件費は441万8,000円と前年度より17万9,000円上昇した。

特定型では、盲養護老人ホームを除く107施設において、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率は前年度より0.7ポイント低下し2.0%、サービス活動収益対人件費率は2.2ポイント上昇し55.7%となった。

（参考資料：<https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/pr2146.pdf>）

▶ 認知症高齢者グループホームのサービス活動増減差額比率は前年度と同水準

認知症高齢者グループホーム1,992施設の決算データを集計したところ、利用率は前年度より0.4ポイント低下し95.7%、利用者1人1日当たりサービス活動収益は308円上昇し1万3,346円となった。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の取得率は0.3ポイント上昇し92.2%だった。

サービス活動収益対経費率は0.4ポイント上昇し21.1%、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率は3.7%で前年度と変わらなかった。

赤字施設割合は35.5%で、前年度より1.2ポイント上昇している。

（参考資料：<https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/pr2147.pdf>）



ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！





特養

養護

軽費・ケアハウス

デイサービス

在宅・地域密着
その他

グループホーム

福祉医療
機構

「介護職員処遇改善支援補助金」に伴う退職手当共済の取り扱いについて WAMが加入者にQ&Aで説明

「介護職員処遇改善支援補助金」等により支払われる賃金等についての退職手当金算定上の取り扱いについて

ポイント

- ① 「俸給の調整額」としていない場合は申請が必要
- ② 基本給や登録済み手当の増額で支給する場合、申請は不要

▶ 補助金を財源とした手当を支給する際の手続きについて説明

独立行政法人福祉医療機構は3月10日、「介護職員処遇改善支援補助金」等により支払われる賃金等についての退職手当金算定上の取り扱いについて、社会福祉施設職員等退職手当共済契約者に事務連絡した。

昨年11月、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定され、福祉施設で働く人への賃上げ対策として「介護職員処遇改善支援補助金」が支払われることとなったが、社会福祉施設職員等退職手当共済制度において被共済職員に支給される基本給（本俸）および手当の退職手当金への算定への反映に関する取り扱いを示し、Q&Aでも解説している。

▶ 基本給で増額する場合、俸給調整額の手当で増額する場合の手続きを示す

同制度では、一定の条件を満たす手当について、「俸給の調整額」として同機構へ登録することで、退職手当金の算定の基礎額に算入する仕組みとなっている。

「基本給（本俸）」の増額で支給する場合は、被共済職員退職届などの「俸給表の額」の欄に増額後の基本給の月額を記入すればよい。「俸給の調整額」として登録済みの手当の増額で支給する場合も、同様に被共済職員退職届などの「俸給の調整額」の欄に増額後の手当の月額を記入すればよく、改めて登録申請書を提出する必要はない。

一方、処遇改善加算を財源とする手当など既存の手当に今回の補助金を財源とした金額を増額して支給する場合や、今回の補助金に対応する手当を新設する場合には、「俸給の調整額」としての登録を申請し、審査を通過して登録が完了することで、退職手当金の算定の基礎額に算入する取り扱いが可能となる。

(参考資料：https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/houkyuunotyouseigaku.qa_.pdf)



ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中!



認知症の人のBPSD（行動・心理症状）は問題行動ではなく、とても大切なメッセージとして捉え、関わる職員が視点を揃えてPDCAサイクルでケアを実践することが求められています。

全国老施協では、その認知症ケアの実践に効果的な手法である「BPSDケアプログラム」を推奨し、その普及・啓発に取り組んでいます。そこで、実際にこの「BPSDケアプログラム」を取り組まれている事業所の皆さんの声をお届けさせていただきます。



老施協総研運営委員会
委員長 尾関 英浩



認知症BPSDケアプログラムにおける取り組み実践事例⑧

「3つのポイント」

BPSDケアプログラムインストラクター 佐藤 勝宣
デイサービスすずらん梅丘 管理者

私の職場でこのプログラムを導入し5年程が経ちます。

今では効果を実感し、「より質の高いケアにはこのプログラムは必要不可欠」と断言できるほどです。

できれば丁寧に効果などをお伝えしたいのですが、挙げるとキリがありません。ですので、私からはプログラムの効果を発揮する為に重要な3つのポイントをお伝え致します。

①行動・心理症状は大事なSOSのメッセージ

行動・心理症状の捉え方を変える事で、その方が何に困り不安などを感じているか理解をしやすくなります。認知症だからSOSを出しているという訳ではなく、人であれば誰しも感じる事という視点も大事です。

②ケアチームの視点と対応を揃える

プログラムを使う事により、客観的な視点の共有（情報共有）と統一された対応を行えるようになりました。誰が対応しても、その人にとって必要な対応が実現されたのです。統一した対応により、激的に様子が変わる利用者さんもいました。

③ケアのやりっぱなしをしない

以前はケアの方法を新しく決めても、やりっぱなしになる事が多かったのですが、このプログラムは一連の流れを一つのサイクルとして行う為、やりっぱなしになりにくいです。そして、やりっぱなしが起きない事で、行ったケアがその人にとって必要なのかが良くわかるようになりました。

上記のポイントを重要とは言ったものの、皆さんも職場で既に耳にしていたり、行っているのではないのでしょうか。しかし、これらをプログラムの中で改めて行う事で、今まで以上のケアの効果が得られるのです。私もプログラム導入当初は「今までやってきた事なのに効果あるの？」と懐疑的な気持ちがあったのですが、実施したところ目から鱗のような効果を目の当たりにして、自身が間違っていたことを痛感しました。

ですので、皆さんにもプログラムの効果を実感してもらえるように、是非ともこのポイントを抑えて実施して頂ければと思います。

告知・依頼

告知	3/18	全国老施協	注意喚起 コンピュータウイルス付きメール（マルウェア Emotet）について←New!
	2/25	岡山県老施協	キャンドルリレー ～介護従事者の願いをつなぐ Candle night～
	2/18	全国老施協	全国老施協 新型コロナウイルス感染症 電話相談事業
	2/18	全国老施協	令和3年度 社会福祉法人会計基準実践的決算講習 開催要項
	12/24	全国老施協	老施協チャンネル 介護の魅力を15秒以内で伝えてみませんか ショート動画を募集中!
	11/19	全国老施協	令和3年度 全国老人福祉施設研究会議 鹿児島会議
	10/1	全国老施協	第78回全国老人福祉施設大会 山口大会 オンライン開催
	原則 毎週水曜	相談支援	法律相談窓口（JS リーガルサポート）原則として、毎週水曜日 （祝祭日を除く）の14：00-17：00（03-5215-7725）
依頼	3/4	（公社）国際厚生事業団	EPA看護師・介護福祉士候補者 受入れ機関募集



ご意見・ご要望は
コチラまで



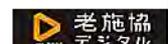
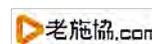
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中!



コンピュータウイルス付きメール(マルウェアEmotet)について

2022年2月の第1週よりマルウェアによるコンピュータウイルス付きメール(Emotet)の感染が急速に世界で拡大しています。

全国老協事務局内では、まだ感染は確認されておりませんが、全国老協関連から送信されたメールであっても、メール開封の際に慎重に**メールアドレスのドメイン等(@roushikyo.or.jp)**をご確認いただき、**不審なメールについては、添付ファイルを開かずに削除いただけますよう**、よろしくお願い致します。

電子メールへの基本的な対応として、以下にご留意ください。

- 身に覚えのないメールの添付ファイルは開かない。URLをクリックしない。
- 自分が送信したメールに対する返信に見えても、疑わしい場合は添付ファイルを開かない。
- 信頼できるメール以外では添付ファイルを開いても、「マクロを有効化する」や「コンテンツの有効化」ボタンはクリックしない。
- 職場PCで不自然なメールの添付ファイルやURLを開いた場合は、すぐにシステム関連部門等へ連絡する。

■ 詳細情報

- ① 「Emotet(エモテット)」と呼ばれるウイルスへの感染を狙うメールについて(IPA)
<https://www.ipa.go.jp/security/announce/20191202.html>
- ② マルウェア Emotet の感染に関する注意喚起(JPCERT)
<https://www.jpcert.or.jp/at/2019/at190044.html>

■ 対応方法

- ③ マルウェアEmotetへの対応FAQ(JPCERT)
<https://blogs.jpcert.or.jp/ja/2019/12/emotetfaq.html>

キャンドルリレー ～介護従事者の願いをつなぐ Candle night～

コロナ禍で大きな制限が続く中でも実施可能なイベントとして、岡山県老施協では昨年度から「キャンドルナイト」を実施しています。

キャンドルなどは再利用が可能な事から、次の施設に引き継ぐ「キャンドルリレー」として企画しました。介護施設・介護従事者の願いは同じです。その願いをキャンドルに託して、つないで行く（リレーして行く）企画です。

実施した施設からは、「心が穏やかになった」「ひと時の休息になった」「とても幻想的だった」「感動して涙が出た」「明日への希望となった」などの声がたくさん寄せられており、地元のラジオ局や新聞等でも多く紹介されました。

今年度末で岡山県老施協としてはこの企画は一旦終了となりますが、最後の3月まで実施予定の施設があります。

この素敵な取り組みを、全国の皆様に知って頂ければ幸いです。

■□■YouTubeにて映像公開中■□■

◆ <https://www.youtube.com/watch?v=uAzksXeFxlq>

(特別養護老人ホーム ますみ荘)

◇ <https://www.youtube.com/watch?v=OpDLcpKswAU>

(社会福祉法人ことぶき会)

◆ <https://www.youtube.com/watch?v=TlvYsU3XAIU>

(特別養護老人ホーム サンバードナーシングホーム)

キャンドルリレー

～ 介護従事者の願いをつなぐ Candle night ～



ますみ荘 (倉敷市)



倉敷シルバーセンター (倉敷市)



あじさいのおか牛窓 (瀬戸内市)



鶯園 (津山市)



シルバーセンターセレーノ総社 (総社市)



南光荘 (勝央町)



オペラハウス鴨方 (浅口市)



おもいやり (岡山市)



王慈園 (倉敷市)



きび庭瀬 (岡山市)



高寿園 (津山市)

動画配信中！YouTube にて
「ますみ荘」「岡山千鳥福祉
会」「ことぶき会」「王慈福祉
会」と検索
して下さい。 

2020年8月に始まった介護従事者の「願い」のリレーは、11の施設で引き継がれました。

(2021年3月現在)



岡山県老人福祉施設協議会 21世紀委員会

全国老施協 新型コロナウイルス感染症 電話相談事業

- 施設等の感染症への対応方法や感染対策に関するお困りごとについて、感染症に高い専門性を有する看護師※に直接電話で相談ができます。(相談料は無料)
- 新型コロナウイルス感染症が発生した又はその疑い例が発生した施設・事業所が対象です。
- 月曜～金曜 10～12時、13～16時(5時間) ※土日祝日除く

②感染症が専門の看護師から直接電話します



(一次受付)



(まとめて依頼)



①電話相談の申込み(一次受付)

- 保健所に相談しても、なかなか指示がいただけない。
- 濃厚接触者が増えるにつれ、ゾーニングが困難になってきた。
- 何か気を付けることがあればアドバイスがほしい。 など

電話相談の一例

(相談内容)

洗濯室で120名分洗濯している状況ですが、現在感染者の衣類は3日ビニール袋で保管し3日を過ぎたものから順次洗濯するようにしています。手間がかかる事と、保管場所の確保が難しくなっているので何か良い方法はないですか。

(電話でのご回答)

- 感染者と非感染者の洗濯物を分ければ洗濯は可能。感染性のものが大量におかれている状況はリスクも高く、対応職員の手間も増えるため、3日間置かずに洗濯をしてもよい。感染者の衣類を扱うときにはPPEを必ず着用する。
- 日本感染症学会の家庭内感染対策資料を参考に、汚染物質はあらかじめ除去した後に、普通の洗剤で多めの水を利用して洗濯する。衣類の乾燥は80℃10分以上が可能な機器が施設にあったため、そちらの機器を利用してしっかり乾燥させる。

電話相談の申込み(一次受付)は全国老施協HPからお願いします

<https://bit.ly/3oJhsLk>

令和3年度



社会福祉法人会計基準実践的決算講習 開催要項

正しい会計データに基づく適正な運営を！

～〈改正社会福祉法及び省令・社会福祉法人会計基準対応〉と
決算処理の一連の流れ～

—開催趣旨—

本会では、社会福祉法人の行う介護保険事業の基礎的な会計知識と月次の会計処理を学んでいただくため、「社会福祉法人会計基準実践的基礎講習」を令和3年12月より配信しております。

今回の決算講習は、基礎講習で学んだ知識をもとに、当該事業年度の決算書を作成するための一連の手続きやポイントを学ぶほか、平成29年度より施行された改正社会福祉法に基づく決算承認手続とそのスケジュール、法人に求められる「事業運営の透明性の向上」（備置きと閲覧及び情報の公開等）、「財務規律の強化」（社会福祉充実計画の承認等）のポイントについて、会計基準省令、関連通知等から学び、併せて社会福祉充実残額算定の仕組みを知ることから、その意味と対策を考える基礎的理解を進めます。社会福祉法改正と同時に省令となった社会福祉法人会計基準による決算処理の正しい理解と運用にむけ、本講習会を開催いたします。

研修動画 Web 配信のお知らせ

本会研修委員会では昨今のコロナウイルス流行を鑑み、このたびの本研修の現地開催を中止し、インターネットによる動画配信形式にて研修を行うことといたしました。インターネット環境と動画を閲覧できる端末があれば、**期間内は何度でもご視聴いただける研修**となっておりますので、是非この機会に Web での受講をご検討ください。

1 **主催** 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

2 **開催形式** 動画配信

- ・ お申込者の方には申込後3営業日以内を目処に、受講案内と請求に関するご連絡をお送りいたします。
- ・ 配信予定日以降、受講費のご入金が確認できた方から研修動画視聴のための URL をご連絡いたします。

3 **申込期間** 令和4年2月15日（火）～令和4年5月6日（金） 予定

4 **配信期間** 令和4年2月18日（金）～令和4年5月13日（金） 予定

5 **受講費** 会 員：8,000円 / 非会員：16,000円

6 **受講対象** 会計実務担当者、管理職員など
※日商簿記三級程度以上の知識のある方、または社会福祉法人会計の経験がある方が望ましい。
※税理士、公認会計士及びコンピューターシステム会社等の関係者の参加はご遠慮ください。

7 **申込方法** Web または FAX でのお申し込みが可能です。下記いずれかの方法でお申し込みください。

Web 申込

全国老施協ホームページの該当入力画面からお申し込みください。
（※全国老施協会員の方は、必ず会員ログインのうえご購入ください。）
申し込み締切日以降の変更・参加取消は、【10】問い合わせ先までご連絡ください。

FAX 申込

全国老施協ホームページより「参加申込書」をダウンロードし必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申し込みください。変更・参加取消の際は「参加申込書」に上書き訂正の上、FAXにてご連絡ください。

※配信開始日以降の受講費のご返金は原則として対応いたしかねます。

※お申込後に取消のご連絡を頂いた場合、受講費のお振込は必要ありません。

8 プログラム

時間	内容
約 5 分	開会挨拶 公益社団法人全国老人福祉施設協議会
計約 6 時間	<p>I. 決算作業の流れと資産の確認・評価（約 90 分）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 決算スケジュールの概要 2. 資産の実在性確認と評価 (現金預金、有価証券、貯蔵品、事業未収金等、立替金・仮払金、前払金等、固定資産) <p>II. 決算確認事項①（約 75 分）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 負債科目の確認（未払金等、預り金等、借入金） 2. リース会計 3. 資金用途制限の確認 <p>III. 決算確認事項②（約 90 分）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 減価償却費の計上と固定資産廃棄処理 2. 国庫補助金等特別積立金 3. 基本金の処理 4. その他の積立金の考え方と会計処理 5. 引当金（賞与引当金・徴収不能引当金・退職給付引当金） 6. 決算確認事項まとめ（チェックポイント） <p>IV. 計算書類・附属明細書の作成（約 90 分）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計算書類の体系 2. 内部取引処理の注意点 3. 計算書類の注記事項 4. 附属明細書について 5. 財産目録について <p>V. 計算書類作成後の業務（約 75 分）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 決算承認手続きの流れ 2. 決算承認後のその他の手続き（資産変更登記・税務署への届け出） 3. 社会福祉充実残額の算定 <p style="text-align: right;">株式会社川原経営総合センター 経営コンサルティング部門 統括補佐 森田 敏史 氏</p>

9 個人情報の保護について

お申込により知り得た個人情報（氏名、住所、連絡先等）については、個人情報保護法に基づき、研修運営業務（参加者の管理、参加者への連絡、請求書の送付等）以外には使用しません。

10 問い合わせ先

公益社団法人全国老人福祉施設協議会（担当：田中・中村・大和田）

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-1 塩崎ビル 7F

TEL：03-5211-7700 FAX：03-5211-7705

E-mail: js.kenshu@roushikyo.or.jp

URL：http://www.roushikyo.or.jp/ ※左記 URL より Web 申し込みが可能です。

令和3年度 社会福祉法人会計基準実践的決算講習**受講申込書**

- ※ ご案内を確認の上、すべての項目にもれなくご記入又は○印をお付けください。
- ※ 会員番号がご不明の際は、全国老施協事務局までお問い合わせください。
- ※ お申込により知り得た個人情報（氏名、住所、連絡先等）については、個人情報保護法に基づき、研修運営業務（参加者の管理、参加者への連絡、請求書の送付等）以外には使用しません。
- ※

都道府県	会員有無	○印をおつけください⇒ 会員 ・ 非会員							
	会員番号								
施設名									
施設所在地 (受講案内送付先)	〒 ー		※郵便番号・住所は正確にご記入ください						
TEL					FAX				
フリガナ			視聴用 URL 連絡先 e-mail アドレス						
担当者氏名	役職又は職種		<p>※ メールアドレスの記入に誤りがあると、視聴用 URL のご案内が お手元に届かない可能性がございます。メールアドレスはブロック体で わかりやすくご記入ください。</p> <p>※ o(オー)と0(ゼロ)や - (ハイフン)と _ (アンダーライン)、 l (エル)と1 (イチ)等の区別が付くようご記入ください。</p>						
受講費用	会員 8,000円 ・ 非会員 16,000円								
備考欄	※FAXにてお申込みの方は内容に変更・取消が発生した場合は、その旨こちらにご記入の上再度FAXにてお送りください。								

【問合せ先】

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 事務局（担当：田中・中村・大和田）

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-1 塩崎ビル 7階

TEL：03-5211-7700 FAX：03-5211-7705 E-mail: js.kenshu@roushikyo.or.jp

URL：http://www.roushikyo.or.jp/ ※左記 URL より Web 申し込みが可能です。

お申込締切日：令和4年5月6日（金）



介護の魅力を15秒以内で 伝えてみませんか

ショート動画を募集中!

1

お手持ちのスマホで
15秒以内の動画を縦構図で撮影

スマホから
簡単に応募
できます

2

QRコード先の応募フォームより
必要事項を入力の上、ショート
動画を投稿



※介護現場の日常や、職員・利用者の皆さまの特技
など介護の魅力を15秒以内で伝えていくものであ
ればどんな内容でもOK!

※応募された動画は、審査を行った上で全国老施協
が運営を行う、高齢者福祉・介護の感動や魅力を
伝えるための映像配信を行っている公式YouTube
チャンネル（老施協チャンネル）に掲載される予
定です。

～応募キャンペーン実施中～

抽選で100名様に、QUOカード300円分が当たります

募集
期間

2022.3/31

木 まで

たくさんの
ご応募お待ち
しています!



注意事項

●応募作品の著作権は公益社団法人全国老人福祉施設協議会に帰属し、本会が運営を行うYoutubeチャンネルにて、PRなどの介護サービスおよび介護従事者のイメージアップ、社会的評価向上のための広報活動事業に使用させていただきます。あらかじめご了承ください。●応募作品は返却いたしません。必要の方はコピーをおとりください。●応募作品・抜写体のあらゆる権利（特に肖像権）に関して、主催者は一切の責任を負いかねます。応募に関しては、必ず被写体・写真の著作権および著作権者の了承を得てください。●応募に関する個人情報、個人情報保護法に則った管理の上、応募作品の評価、当選者への連絡、応募者名簿の管理、動画サイトへの掲載、広報活動へのご協力を依頼する目的以外には使用いたしません。●応募作品に使用する映像・音楽は、著作権処理が必要ないものを使用するか、必要な処理手続きが済んだものを使用してください。●応募作品は、動画投稿サイトへの掲載（第三者提供）を予定しておりますので、応募に際しては、第三者提供について被写体の了承を得てください。●応募作品に関して第三者の権利の侵害が認められた場合、応募者本人がその責任を負うこととし、公益社団法人全国老人福祉施設協議会は一切対応いたしません。

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

〒102-0093

東京都千代田区平河町2-7-1

塩崎ビル7階

TEL:03-5211-7700 FAX:03-5211-7705

Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

JS 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

令和3年度

全国老人福祉施設
研究会議

鹿児島 会議

写真協力：公益社団法人 鹿児島県観光連盟

写真協力：公益社団法人 鹿児島県観光連盟

介護新時代への船出

～現場革新と科学的介護の実現～

開催期日

令和4年 1月13日(木)～3月31日(木) (オンデマンド配信期間を含む)

開催地

鹿児島県鹿児島市 (川商ホール (鹿児島市民文化ホール) 他)

主催

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
一般社団法人 鹿児島県老人福祉施設協議会

後援

厚生労働省、鹿児島県、鹿児島市
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会

参加対象

- ① 全国老協会員施設・事業所の役員及び職員等
- ② 老人福祉・介護事業に関わる行政、社会福祉協議会の役員及び職員
- ③ その他本会が認めた者

参加費

会 員：6,000円(税込)
非会員：12,000円(税込)

写真協力：公益社団法人 鹿児島県観光連盟

介護新時代への 船出



～現場革新と科学的介護の実現～

趣旨

現在、日本における少子・高齢化の進展や人口減少は、過疎化による地方の衰退をもたらすほか、現行の年金制度や医療・介護制度の方向をも左右する大きな社会問題となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、全世界にパンデミックを起こしています。日本でも感染者数の増加と減少を繰り返し、未だに収束の兆しが見えていないのが現状です。

そのような中、2021年の介護報酬改定は、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で、「感染症や災害への対応力強化」「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を5つの柱としそれぞれの方向性を示し、前回の改定率を上回る0.7%のプラス改定となりました。

また、サービスを出来るだけ科学的に評価するための情報システムの活用として「LIFE(科学的介護情報システム)」の運用も開始されました。これは、より質の高いサービス提供を推進するために、介護そのものの概念を「ICTを活用した人と人との関わり」に客体化させていく、言わばいかに私たちが「科学的介護」への取組みを進めるかが問われています。

さらに、私たちは介護・福祉分野の人材不足等の現状を踏まえながら、今後の介護サービス需要の伸びに対応しつつ、科学的介護を基に効果的、効率的で持続可能性の高い、よりドラスティックな介護提供体制の構築を目指し、邁進しなければなりません。

こうした多種多様な課題への解決策を見出すべく、実践事例や研究成果を全国の仲間と共有し、共に学ぶことが、これから迎える新時代をより良いものに変えていく重要なきっかけとなります。

先人の成功者の言葉に学ぶとすれば、「新しい発想を得ようと思うなら、まず誰かに話を聞け」と本田宗一郎氏。また、イチロー氏は、「メジャーリーガーの凄いところは、一度『あ、すごい選手だ』と認めたら、2500本もヒットを打っている選手でも聞きに来ます。それが偉大な点ですね」と言っています。これらの教えを見習い、私たちは互いの努力や成果を持ち寄って、次の時代へと繋がる新しい知識を共有していくことが大切です。

令和3年度全国老人福祉施設研究会議(鹿児島会議)は、私たち一人ひとりが高齢者福祉の担い手として志を一つとし「共に学び、共に新時代を切り拓くべく」開催するものです。

1/13

木 18日

※感染症の流行状況によっては無観客での開催等、開催方法が変更となる場合がございます。

全体会プログラム

(ライブビューイング同時開催)
※後日オンデマンド配信

11:30 12:30 13:00 13:30 13:50 14:10 14:20 15:30 17:00 17:10

受付	オープニング アトラクション	開会式典	基調報告	中央情勢 報告	休憩	記念講演 (1)	記念講演 (2)	次期開催県 挨拶
----	-------------------	------	------	------------	----	-------------	-------------	-------------

全体会場

川商ホール(鹿児島市民文化ホール)

〒890-0062 鹿児島県鹿児島市与次郎二丁目3番1号

- 11:00 開場
- 11:30 受付開始
- 12:30~12:50 オープニングアトラクション 「TEAM KAGOSHIMA」
- 12:50~12:57 「介護士さん音頭」 歌手 さつま たけと氏
- 13:00~13:30 開会式典
- 13:30~13:50 基調報告 公益社団法人全国老人福祉施設協議会 会長 平石 朗
- 13:50~14:10 中央情勢報告 参議院議員
公益社団法人全国老人福祉施設協議会 常任理事 そのだ 修光
- 14:10~14:20 休憩
- 14:20~15:30 記念講演 「断捨離「引き算の解決法」~住まいと心のガラクタさようなら~」

一般財団法人「断捨離®」代表 **やました ひでこ氏**

断捨離提唱者
ミリオンセラー作家
一般財団法人「断捨離®」代表

学生時代に出逢ったヨガの行法哲学「断行・捨行・離行」に着想を得た「断捨離」を日常の「片づけ」に落とし込み応用提唱。誰もが実践可能な「自己探訪メソッド」を構築。
断捨離は人生を有機的に機能させる「行動哲学」と位置づけ、空間を新陳代謝させながら新たな思考と行動を促すその提案は、年齢、性別、職業を問わず圧倒的な支持を得ている。
『断捨離』をはじめとするシリーズ書籍は、国内外累計600万部ミリオンセラー。アジア各国、ヨーロッパ各国において20言語以上に翻訳されている。



※「断捨離」はやましたひでこ個人の登録商標であり、無断商業利用はできません。

- 15:30~17:00 記念講演 「介護に携わる君たちへ、君たちに望むこと」 事前収録

医療法人真正会・社会福祉法人真正会 理事長 **齊藤 正身氏**

略歴
昭和31年生まれ
1983年 帝京大学医学部卒業
1985年 埼玉医科大学附属病院入局(放射線科および第3内科研修)
1988年 医療法人真正会 霞ヶ関中央病院入職
1990年 医療法人真正会 霞ヶ関南病院 病院長就任(2010年まで)
2000年 社会福祉法人真寿会(2019年 社会福祉法人真正会に名称変更)理事長就任(現職)
2002年 医療法人真正会 理事長就任(現職)



主な社会活動
日本リハビリテーション病院・施設協会 会長
全国デイ・ケア協会 名誉会長
厚生労働省社会保障審議会介護保険部会 臨時委員(歴任)など

主な著書
『医療・介護に携わる君たちへ』(幻冬舎)など

- 17:00 次期開催県挨拶

KAGOSHIMA2021

分科会	テーマ
第1	<p>伴走型介護の追究 —(コロナ禍)その人らしい人生を支える科学的ケアの実践—</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 認知症ケア ▶ 自立支援介護(ADL・QOL向上) ▶ 常食化への取り組み ▶ 医療・介護の連携 ▶ 記録の活用とアウトカム評価 ▶ 看取り介護 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 医行為(咳痰吸引、経管栄養等) ▶ 機能訓練(リハビリテーション) ▶ 口腔ケア ▶ 個別ケアの実践 ▶ 非常時における介護の挑戦(感染症・災害等)
第2	<p>2040年に向けた特別養護老人ホームの進化</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 社会福祉法人戦略(経営・運営) ▶ 地域における公益的な取り組みの実践 ▶ 財務分析による経営の合理化・適正化 ▶ 既存の社会資源との連携や広報戦略 ▶ 効果的な人員配置の工夫や ICT による業務効率化と経営改善 ▶ 地域共生社会の実現に向けた取り組み <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域資源の利活用(校舎跡地活用事業など) ▶ 医療・介護の連携による協同組合の活用による経営の効率化 ▶ 地域医療介護総合確保基金を活用した事業展開 ▶ 小規模法人のネットワーク化事業による経営効率化 ▶ 社会福祉法人の利用者負担軽減の取り組み ▶ 災害対策、コロナ対策
第3	<p>2040年を見据えた人材採用・育成・定着戦略とコロナ禍での対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ コロナ禍での介護人材採用戦略 ▶ コロナ禍での介護人材育成と定着 ▶ コロナ収束後を見据えた人材確保 ▶ 潜在介護福祉士の復職支援 ▶ 働き方改革とアクティブシニア ▶ コロナ禍における外国人介護人材の4種の受け入れ制度の課題と対応 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 外国人介護人材定着への課題と対応 ▶ 従事者の働きやすい環境づくり ▶ モチベーションにつながるキャリアパスの形成 ▶ 人事考課・ロボット導入による業務効率化 ▶ 外国人材の活用
第4	<p>地域包括ケア・地域共生社会を支える在宅サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ ICT・LIFE 導入への取り組み ▶ コロナ禍におけるサービスの展開 ▶ 過疎地域におけるデイの生き残り戦略 ▶ 健康寿命延伸に向けた重度化予防・改善に向けた取り組み ▶ 地域支援事業による地域貢献や認知症予防 ▶ 在宅での効果的なサービスの展開 ▶ 多職種協働による機能訓練の充実 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域での栄養ケアの実態とフレイル予防 ▶ 認知症ケアや医療依存度の高い方へのケア ▶ 自立支援・ADL 改善やICFに基づくケア ▶ 共生型サービス・保険外サービスの展開 ▶ 「通いの場」、「生きがい」づくりと社会参加への取り組み ▶ 地域包括支援センター・居宅介護支援事業所の展開
第5	<p>新しい入居者像を見つめた軽費・ケアハウスの展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 変わる利用者像と新しいサービスの実践 ▶ ICT 化への導入と新たな取組 ▶ 特定施設入居者生活介護の経営と LIFE の活用 ▶ 入居者の健康寿命の延伸・フレイル予防 ▶ 「通いの場」、「生きがい」づくりと社会参加への取り組み ▶ 食べる楽しみと栄養改善に向けた取り組み ▶ 認知症ケア <ul style="list-style-type: none"> ▶ 被虐待高齢者など緊急時の受け入れ ▶ 重度者への対応や医療との連携 ▶ 入居者の確保に関する取り組みや広報戦略 ▶ 入居者による支え合い(エンパワメント)や地域へのアウトリーチ ▶ 地域支援事業による地域貢献や認知症予防 ▶ 生活困窮者自立支援法等に関する取り組み
第6	<p>“福祉”を届けるべき人々への包括的な支援と持続可能な養護老人ホームの経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 新型コロナウイルス感染症への対応 ▶ 特定施設入居者生活介護における LIFE の活用 ▶ ICT 活用の取り組み ▶ 契約入所の取り組み ▶ 高齢者の住まい確保に関する取り組み ▶ BCP(自然災害・感染症)の策定と具体的な取り組み ▶ 入居者の健康寿命の延伸・フレイル予防 ▶ 通いの場・生きがいづくりや地域移行・中間的就労の取り組み <ul style="list-style-type: none"> ▶ 食べる楽しみと栄養改善に向けた取り組み ▶ 認知症ケア、高齢障害・精神障害・慢性疾患(難病を含む)の方への対応 ▶ 介護サービスや一般型特定施設の経営 ▶ 老朽化・大規模修繕等の取り組み ▶ 入居者による支え合い(エンパワメント)、地域へのアウトリーチ ▶ 生活保護や生活困窮者自立支援法等に関する取り組み ▶ 地域定着支援センターや矯正施設等との連携
先駆的特別報告	<p>※老施協総研調査研究助成事業対象者による先駆的特別報告</p>

2

分科会プログラム(完全オンデマンド配信)

○ 実践研究発表(1発表15分)

○ 研究者による先駆的特別報告(1報告30分)

※ 老施協総研調査研究助成事業により実施した研究事業を報告します。

報告 1	ICTシステムを用いた多職種による遠隔モニタリングがもたらす食支援業務の質向上および効率化に関する実証研究 徳島大学大学院 医歯薬学研究部 口腔保健支援学分野 教授 尾崎 和美 氏
報告 2	医師とつながる機能を有する多職種連携医療介護情報共有システムの導入による業務改善と負担軽減の検証 社会福祉法人 山彦会 理事長 櫻井 博規 氏
報告 3	伴走型介護の概念に基づいたQOL向上のための生活プログラム自動生成・実施結果データベース化システムの実用化と実証実験 東海大学 情報理工学部 コンピュータ応用工学科 教授 浅川 毅 氏
報告 4	見守りセンサーとコミュニケーションロボットの連携検証 ー見守り・コミュニケーションのバックアップロボットー 社会福祉法人 青森社会福祉振興団 理事長 中山 辰巳 氏
報告 5	主任層のリーダーシップ行動が介護職の就労継続意識に及ぼす影響 ー従来型・ユニット型施設別のリーダー養成システムの構築に向けてー 西南学院大学 人間科学部 准教授 田中 康雄 氏
報告 6	介護職員が行う標準化された口腔ケアの入院予防効果および医療費削減効果の検証 ー口腔ケアの科学的介護への確立に向けてー 株式会社クロスデンタル CEO クロスケアデンタルクリニック 院長 瀧内 博也 氏
報告 7	高齢者施設における「赤外線見守りシステム+介護コミュニケーションロボット+生体センサー」導入が夜間介護業務改善に及ぼす効果の検討 社会福祉法人東京聖新会 フローラ田無 施設長 尾林 和子 氏
報告 8	眠りSCANの活用による業務改善とユニットケアの確立 ー適切なアセスメントからその人らしさを支えるチームアプローチの確立をー 社会福祉法人 緑風会 介護老人福祉施設ふるさと那賀 施設長 井馬 美智代 氏
報告 9	介護ロボット(AIによる言語解析)開発による介護記録記載の負担軽減への取り組み ー更なる音声認識率の向上を目指してー 社会福祉法人 野の花会 アルテンハイム加世田 法人本部 楠元 寛之 氏
報告 10	外国人介護職員の安定的・継続的な就労に向けた調査研究 東京福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 講師 熊谷 大輔 氏
報告 11	認知症の人の意思決定支援にかかわる人々の支援の現状と課題 東都大学 幕張ヒューマンケア学部 看護学科 講師 内野 良子 氏
報告 12	新型コロナウイルス禍における特別養護老人ホームの経営のあり方と経営指標の開発に関する調査研究 早稲田大学 人間科学学術院 准教授 松原 由美 氏
報告 13	特別養護老人ホームにおける感染対策に関する調査研究および感染対策の手引きの開発 ー新型コロナウイルス感染、インフルエンザ感染、ノロウイルス感染に焦点をあててー 日本赤十字豊田看護大学 看護学部看護学科 在宅看護学 講師 松田 優子 氏
報告 14	中小社会福祉法人が介護職の新卒採用において成果を上げるために有効な対策とは 社会福祉法人 昴 統括事務長 松本 清一 氏

○ 特別報告(1報告30分)

※各分科会(分散会)のテーマごとに、有識者等による特別報告を行います。

実践研究発表の発表者募集

参加・発表申込 web サイトからお申込ください

全国老人福祉施設協議会では、令和3年度全国老人福祉施設研究会議（鹿児島会議）の実践研究発表を募集致します。日ごろ皆さんの施設で取り組まれているケアを客観視して、数値化・言語化し、理論・根拠に基づいたケアとしてご発表下さい。

※今年度の実践研究発表はすべて Web 上にて実施いたします。

実践研究発表 応募の流れ

1

Web サイトでの
新規ユーザー登録

2

研究会議への
参加申込

3

実践研究
発表申込

締切11月19日(金)まで(参

※申込締切以降の発表申込並びに抄録原稿

◆抄録原稿の提出について

- ① 発表内容が法律違反といった事がないよう、事前に発表者の責任で確認を行ってください。また、現在規制されているが、利用者のために必要といった内容については、規制緩和・制度提案の形で積極的にご発表ください。
- ② 利用者の氏名・写真等を掲載する場合、個人情報保護法の観点から、必ずご本人またはご家族の承諾を得てください。
- ③ 抄録原稿の提出は、参加・発表申込 web サイト上へのアップロードをお願いいたします。
<http://www.arrow-tourist.jp/>
(参加・発表申込ウェブサイト)
・本システムでは①新規ユーザー登録（メールアドレスやパスワード等の情報登録）②研究会議参加申込③実践研究発表申込④抄録原稿ファイルアップロード⑤発表動画データファイル&発表データファイルアップロードの手順で行っていただけます。
・ログインに必要なメールアドレスとパスワードは、大切に保管してください。
- ④ 研究会議終了後、全ての発表者の抄録原稿を全国老施協ホームページで公開します。

1 抄録原稿の書き方

※以下、書き方の注意事項を必ず守ってください

- ① 様式：全国老施協ホームページまたは、参加・発表申込 web サイト上から「抄録原稿テンプレート(様式)」をダウンロードできます。<https://www.roushikyo.or.jp/> (全国老施協ホームページ)
- ② 抄録原稿は 1 発表（演題）1 ページです。図や表を使用する場合も 1 ページ内に収めてください。
- ③ 抄録原稿は手書きではなく、必ずパソコンを用いてください。
- ④ 用紙は、A4 サイズ、白黒印字、文字の大きさは9ポイント、2 段組（左右の 2 段）とし一行を全角 22 文字とします。行数は 1 段最大 34 行（1 段最大 748 字、2 段で約 1,496 文字）で校正してください。
- ⑤ 書体・字の大きさ、余白など、様式のページ設定を変更せずに、記載例にしたがって作成してください。
- ⑥ 取組みと最も関係あるキーワードを 3 つ、重要度順に必ず記載してください。
- ⑦ 本文は原則として<取組み課題><具体的な取組み><活動の成果と評価><今後の課題><参考資料など>で構成し、章の区切りにこれらの表題をセンタリング（中央揃え）で入れてください。
- ⑧ 箇条書きにできるところは、なるべく箇条書きでご記入ください。
- ⑨ 抄録原稿が期限までに提出されない場合、動画データのアップロードが完了しても発表の対象とはなりませんので、必ず期限までにご提出ください。

◆分科会での実践研究発表の発表者を次のとおり募集いたします

- ①応募資格：本研究会議の参加者であること **【発表者（共同研究者も含む）は必ず本研究会議へお申込ください】**
- ②発表件数：同一施設から複数のお申込みも歓迎いたします。
なお、同一発表者の発表は一題に限らせていただきます。
- ③発表認定状：発表者全員（1発表につき1枚）に、全国老人福祉施設協議会より発表認定状を贈呈します。
- ④分科会発表評価：各分科会審査員により、特に優秀な発表を選出・表彰いたします。
審査基準は、①企画力（取組みに対して研究方法が妥当であるか）、②発表力（発表自体に魅力的な工夫が凝らされ、質疑があった際に適切に対応できたか）、③応用力（発表内容が参加者にとって有益であり、幅広い施設・事業所においても同様の効果が得られるか）の観点から審査いたします。
- ⑤費用：参加費・資料作成費・郵送費等、各自のご負担となります。
- ⑥発表申込方法：本会ホームページ (<https://www.roushikyo.or.jp/>) から参加・発表申込 web サイトに移動し、申込を行ってください。※ FAX 申込不可
- ⑦発表数：**各分科会での発表題数に限りがあり、募集数が上限に達した場合は、申込みの先着順といたします。申込み状況については、全国老協ホームページ等にてお知らせいたします。また、申込状況・発表内容により、主催者の判断で分科会を変更いただく可能性がございます。**

4

抄録原稿ファイル アップロード

5

発表動画データファイル& 発表データファイルアップロード

加・発表申込 web サイト)

・動画データの差し替えは受け付けません

2 発表データの作成について

- ① 抄録原稿とは別に、発表データを作成してください。
- ② データは **microsoft powerpoint 2007 以降のバージョン**とします。
また、Mac 等で作成したデータは対応できません。
- ③ **最初と最後のスライドについては、指定の形式で作成してください。**（一部推薦演題は除く）
（※指定の形式については、全国老協ホームページ (<https://www.roushikyo.or.jp/>) または、参加・発表申込 web サイト上の「実践研究発表動画作成マニュアル」からご確認ください）
- ④ スライド枚数に制限はございませんが、発表時間を踏まえ **15枚程度**が適当となります。（スライド1枚1分）
- ⑤ 研究発表は、介護従事者としての専門性を高めるためのものです。説明は客観的なデータを用いてください。
- ⑥ 発表用データは要覧には掲載致しません。文字やグラフは大きく、内容は簡潔で読みやすいものを推奨します。
- ⑦ 発表する研究や取組みが、調査研究中または継続中で、完了していなくてもかまいません。
- ⑧ 研究会議終了後、特に優秀な発表者の発表用データについては全国老協ホームページで公開します。

3 発表動画データの作成について

- ① 作成した発表データにもとづき、**Powerpointの記録機能を使用して**動画データを作成してください。
- ② PCのマイクあるいは外部マイクを使用して録音します。また、カメラの使用については発表者の任意となります。
- ③ 動画時間は **15分程度**で作成してください。なお、動画の編集は自由に行うことが可能ですが、編集のクオリティについては**審査の対象となりません**のでご了承ください。
- ④ 動画は「**フルHD (1080p) 完全高画質 (1920×1080)**」、また「**MPEG-4ビデオ (mp4)**」で保存してください。

※動画データ作成の詳細については、全国老協ホームページまたは参加・発表申込 web サイト上から「実践研究発表動画作成マニュアル」をご確認ください。<https://www.roushikyo.or.jp/>（全国老協ホームページ）

会場マップ

全体会会場「川商ホール（鹿児島市民文化ホール）」

〒890-0062 鹿児島県鹿児島市与次郎二丁目3番1号 TEL: 099-257-8111

出発地	所要時間
鹿児島空港から 鹿児島中央駅	鹿児島空港 鹿児島中央駅 (連絡バス/約38分)
鹿児島中央駅から 全体会会場	鹿児島中央駅 市民文化ホール前 川商ホール (鹿児島市営バス/約20分) (徒歩/約3分) (鹿児島市民文化ホール)



鹿児島市 (市外局番099)

地区	番号	会場名・ホテル名	電話番号
与次郎之浜地区	①	鹿児島サンロイヤルホテル	253-2020
	②	アートホテル鹿児島	257-2411
天文館地区	③	ホテルニューニシノ	224-3232
	④	ホテル・レクストン鹿児島	222-0505

地区	番号	会場名・ホテル名	電話番号
鹿児島中央駅地区	⑤	JR九州ホテル鹿児島	213-8000
	⑥	ホテルアーピック鹿児島	214-3588
	⑦	シルクイン鹿児島	258-1221
城山地区	⑧	城山ホテル鹿児島	224-2211
会場	★	川商ホール(鹿児島市民文化ホール)	257-8111



第78回

全国老人福祉施設大会

山回大会

オンライン開催

非営利の奉仕

テーマ

介護新時代への船出

～現場革新と科学的介護の実現～



乳 [伊まふ草号]

柳井金魚
ちよつらん祭り

東海御前田

Yamaguchi
ON LINE 2021

JS 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
老務部 (Japanese Council of Senior Citizens Welfare Service)

〒102-00113 東京都千代田区平河町2丁目7番1号 麹町ビル7階

TEL : 03-525-7800 FAX : 03-525-7805

E-mail : js.jimukyoku@roushikyoku.or.jp

ホームページアドレス <https://www.roushikyoku.or.jp>

主催

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
山口県老人福祉施設協議会

後援

厚生労働省、山口県、山口市
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
社会福祉法人 山口市社会福祉協議会

参加対象

- ① 全国老健協会員施設・事業所の役員及び職員等
- ② 老人福祉・介護事業に関わる行政、社会福祉協議会の役員及び職員
- ③ その他本会が認めた者

参加費

参加者1名あたり 12,000円 (税込)
[会員:6,000円 (税込)]

配信期間

令和3年 令和4年

11/25(木)～3/31(木)

開催地

山口県山口市

(山口県産業交流拠点施設 多目的ホール 他)

視聴方法

全国老健協ホームページ上に、全国大会特設ページを設置予定です。
視聴ID・パスワードを入力の上、ご視聴頂けます。

介護新時代への船出

～現場革新と科学的介護の実現～

趣旨

現在、日本における少子高齢化の進展や人口減少は、過疎化による地方の衰退をもたらすほか、現行の年金制度や医療・介護制度の方向をも左右する大きな社会問題となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、全世界にパンデミックを起こしています。日本でも感染者数の増加と減少を繰り返し、未だに収束の兆しが見えていないのが現状です。

そのような中、2021年の介護報酬改定は、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で、「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向け、高齢者人口がピークとなる2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を5つの柱として、それぞれの方向性を示し、前回の改定率を上回る0.7%のプラス改定となりました。

私たちはこれまで、エビデンスを基盤とした「科学的介護」の実現に向け取組んできたこともあり、今回の改定は介護保険の目的である尊厳ある自立支援と介護サービスの質の向上に資する項目が多く含まれました。中でも、サービスをできるだけ科学的に評価するための情報システムの活用として「LIFE(科学的介護情報システム)」の運用も開始されました。これは、より質の高いサービス提供を推進するために、介護そのものの概念を「ICTを活用した人と人との関わり」に客体化させていく、言わばいかに私たちが「科学的介護」への取組みを進めるかが問われています。

さらに、私たちは介護・福祉分野の人材不足等の現状を踏まえながら、今後の介護サービス需要の伸びに対応しつつ、科学的介護を基に効果的・効率的で持続可能性の高い、よりドラスティックな介護提供体制の構築を目指し、邁進することが求められています。

第78回全国老人福祉施設大会(山口大会)は、今一度「介護・福祉」の多様な課題を見つめ、私たちの未来を力強く拓く意志を発信する場として開催するものです。

全体会

35分 開会式典

30分 行政報告

30分 基調報告

90分 記念講演

厚生労働省

公益社団法人全国老人福祉施設協議会 会長 平石 朗

有限会社ヒロカネプロダクション 代表取締役
漫画家

弘兼 憲史 氏



1947年、山口県生まれ。早稲田大学法学部を卒業後、松下電器産業(現パナソニック)に入社。のちに漫画家として独立し、1974年「風薫る」でデビュー。

横断的な海客が特徴で、「人間、社会」についての縦交差点」で小学館漫画賞(1984年)、「課長高耕作」で講談社漫画賞(1991年)、「黄昏流星群」で文化庁メディア芸術祭マンガ部門優秀賞(2000年)、このほか日本漫画家協会賞大賞(2003年)や紫綬褒章受章(2007年)を受賞。漫画以外の著作も多数。



30分

シンポジウム「新時代の介護」

公益社団法人全国老人福祉施設協議会 ロボット・ICT推進委員会

5分

永年勤続表彰 表彰者メッセージ

5分

大会宣言

10分

次期開催県挨拶

分科会

第1分科会

科学的介護の深化

～LIFE)と「認知症BPSDケアプログラム」の取り組み～

趣旨 後期高齢者や認知症高齢者の増加、福祉・介護の担い手不足、財政的制約の高まりなどをはじめとした、私たちを取り巻く社会環境の変化に伴い、質的・量的な介護ニーズも日々変化しています。その変化に的確に対応するには、介護業界の連携はもとより、行政、医療、学術研究機関、地域住民等のあらゆる関係者との協力が重要であり、現場革新と科学的介護の発展を促した、より高品質な介護サービスの創造が期待されています。

本分科会では、そのような介護新時代へのスタートアップとして、今まで蓄積してきた様々なエビデンスをこれからの介護に効果的に活かす、介護の質を高め、介護の新たな価値について、その可能性を考察していきます。同僚世代が後期高齢者となる2025年が目前に迫る中、現職から介護の質を高め、介護の新たな価値について、その可能性を考察していきます。同僚世代が後期高齢者となる2025年が目前に迫る中、更に先の2035年の社会に向けたビジョンと、その実現の一環として、自分らしく生きられる社会の実現を目指し、今から取り組みを促すことを明確にし、介護新時代への備えを促す場として本分科会を開催いたします。

- 企画** **40分 情報報告** 全国老協介護総合研修委員会 委員長 尾関 英浩
- 40分 講演 I** LIFEの概要について 厚生労働省 老健局 老人保健課
- 50分 講演 II** CHASE～LIFE 一輪車グリーンホーム介護現場・多職種連携の取り組み事例～ 社会福祉法人鈴鹿福祉会 鈴鹿グリーンホーム 施設長 服部 昭博氏
- 50分 講演 III** コロナ禍における認知症の人や家族への支援について 国立法大広島大学 石井 伸弥氏
- 40分 講演 IV** 認知症BPSDケアプログラムについて(仮) 東京都医学総合研究所 社会健康医学研究センター センター長 西田 淳志氏
- 70分 シンポジウム** 認知症BPSDケアプログラム実地施設の事例紹介(仮) **シンポジウム** 東京都医学総合研究所 社会健康医学研究センター センター長 西田 淳志氏
- コーディネーター** 調整中

第2分科会

2040年に向けての特別養護老人ホームの在り方

趣旨 少子高齢化・生産年齢人口の減少が深刻化する中、私たちはターニングポイントとなる2035年から5年連続をもって、高齢者がピークとなる2040年を見据え、あらゆる社会システムにおいて人口減少を前提とした改革が迫られています。

高齢者福祉・介護において「次世代へ継ぐ(未来型介護)」を創出するためには、科学的介護を推進し、生産性の向上やICT活用、医師との連携などを認識した改革をしなければなりません。

改革には、大きなエネルギーとマネジメント能力が必要です。前後と共2040年を見据え介護現場を構築して参りたいと思えます。本分科会を通して「未来型介護」を持って「国民の負担」にどう対応していくか、様々な角度から将来の備えについて一緒に考えてみましょう。

- 企画** **30分 情報報告** 特別養護老人ホームの現状と果たすべき役割 全国老協介護保険事業等経営委員会特別養護老人ホーム部会 部長 石踊 紳一郎
- 60分 講演 I** 収支状況等調査をフル活用した経営戦略 ～経営困難期の勝ち残り戦略とは～ 全国老協介護保険事業等経営委員会委員長/社会保険審議会介護給付費分科会委員 柳田 和平
- 50分 講演 II** LIFE関連加算の解説 **LIFE関連加算の解説**
 - ①科学的介護推進体制加算・栄養マネジメント強化加算
 - ②個別機能訓練加算・ADL維持等加算
 - ③自立支援促進加算・口腔衛生管理加算
- 60分 講演 III** 人口動態から考える今後の特養経営について(仮) 全国老協協理会長/社会保険審議会介護給付費分科会委員 小泉 立志
- 60分 講演 IV** 医療事業の経営者から見た今後の特養・社会福祉法人経営について 産業医科大学医学部公衆衛生学教室 教授 松田 晋哉氏
- 30分 講演 V** 介護報酬が非課税である根拠と特養経営者の責務 一般社団法人日本慢性期医療協会 会長 武久 洋三氏
- ～利用者負担軽減制度の完全実施に向けて～ 全国老協介護保険事業等経営委員会特別養護老人ホーム部会 幹事 山田 淳子

第3分科会

これからの介護を見据えた人材戦略

趣旨 介護業界においては、現在、介護人材の確保・定着・育成の有効策を講じていることが不可欠とされています。コロナ禍により、新しい生活様式が求められており、コロナ禍に対応した職場環境の整備が求められています。求職者に選ばれる、安心のできる業界への転換が急務課題となっています。具体的には、

①コロナ禍における介護施設の人材採用 ②コロナ禍での介護人材(外国人介護人材)育成と定着 ③科学的介護の進展に伴い、求められる人材像の変化への対応 ④ロボット・ICT等の活用による職員の負担軽減 ⑤報酬設定による人員配置に対応した人材の確保 ⑥海外介護福祉士の積極的な活躍 ⑦外国人介護人材や元高齢者からの受け入れによる業務分担と効果的な推進

等により、介護業界の信頼性と競争性を高めることが重要です。

国の政策を含め上記2つの具体的な手法を念頭に、介護人材の確保・定着・育成に資するこれからの介護を見据えた人材戦略について、研鑽を固める場を提供したいと考えております。

- 企画** **90分 行政報告** 厚生労働省 社会・福祉局 福祉基礎課長・福祉人材確保対策官(社会・福祉局福祉基礎課福祉人材確保対策室長(兼任)) 宇野 植男氏
- 60分 講演 I** 特別養護老人ホームにおける人材確保の現状と今後について(仮) 社団法人福祉医療機構 経営サポートセンター リサーチグループ グループリーダー 松本 庄平氏
- 60分 講演 II** 外国人介護人材定着の課題と対応(仮) 社会福祉法人晋栄福祉会 理事長 濱田 和則氏
- 120分 シンポジウム** これからの介護を見据えた人材戦略(仮) **シンポジウム** 社団法人福祉医療機構 経営サポートセンター リサーチグループ グループリーダー 松本 庄平氏
- コーディネーター** ケアサポート株式会社 総務人事務部 人材育成課 課長 福留 孝一氏
- 淑徳大学 総合福祉学部 社会福祉学科 教授 藤野 達也氏
- 全国老協協理介護人材対策委員会 委員長 木田 二郎

第4分科会

地元の地域包括ケアとデイサービスの未来を考える

趣旨 2025年に向けて高齢者福祉・介護ととるべき道は、地域包括ケアの構築と地域共生社会の実現という2つのビジョンによって明確に打ち出されています。また、今回の制度改正・報酬改定でも「自立支援・重症化防止の推進」と「科学的介護の推進」により評価されることとなりました。これからのデイサービスは、事業所が所在する地域の価値に合わせ、現場でそれらを支えるべく、どう実践していくかが問われ、まさに「選ばれたデイサービス」としての競争が激しくなっています。

介護に対するニーズも時代とともに新たなフェーズに入った今、「人材」「地域」「科学的」を融合させ、地元からなくなっていくと言われ続けるためのデイサービスの未来について研鑽を図ります。

- 企画** **30分 情報報告** 全国老協介護サービスセンター部会 部長 波淵 幸敏
- 60分 講演 I** デイサービスにおける加算算定状況と算定のポイント 全国老協介護サービスセンター部会 幹事 小川 弥仁
- 60分 講演 II** 地域包括ケア時代求められるデイサービスのあり方 ～デイサービス事業者が描くべき「ビジョン」と「経営戦略」 株式会社ケアモンスター 代表取締役 田中 大信氏
- 30分 講演 III** 小規模自治体・過疎地・僻地などのデイサービスを拓く法人・施設の経営戦略 社会福祉法人 阿武福祉会 介護福祉士 福田 大介氏
- 60分 講演 IV** デイサービスにおける生産性向上と科学的介護の推進 ～働きがいのある現場を目指すことがLIFEの本質的活用を促進する～ 株式会社TRAPE 代表取締役 齋田 大智氏
- 60分 講演 V** 通いの場戦略の限界とその先～総合事業/整備事業のこれから 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 共生・社会政策部長 主席研究員 岩名 礼介氏

第5分科会

新しい入居者像を見つめた軽費・ケアハウスの展開

趣旨 令和3年度の介護福祉施設では「地域型ケアシステムの推進」をはじめとした柱が打ち出され、軽費老人ホーム、ケアハウスにおいても、運営改正によりそれらへの対応が求められます。また、今後、さらなる少子高齢化が進む中で、軽費老人ホーム、ケアハウスの入居者の質は確実に変化していきます。従来の「延滞型」の対応だけでなく、医療との連携がより一層求められていくことが想定されます。
本分科会では、そうした新しい入居者像を見つめ、地域共生社会における軽費老人ホーム、ケアハウスがどうあるのか、どのような対応が求められているのか、軽費老人ホーム、ケアハウスの明るい未来と展望について、事例を語ります。

企画

- 30分 情報報告** 全国老施設軽費老人ホーム・ケアハウス部会 部会長 藤井 陽子
- 60分 講演 I** 地域共生社会における養護老人ホーム・軽費老人ホーム・ケアハウスのあり方
～令和2年度老健事業の調査研究事業を中心に～ 芝罘6分科会と共同プログラム 淑徳大学 総合福祉学部 社会福祉学科 教授 結城 康博 氏
- 60分 講演 II (対談)** 地域共生社会の実現に向けた軽費老人ホーム・ケアハウスの現状と課題を踏まえつつ～
～各施設種別における現状と課題を踏まえつつ～ 昭和女子大学 人間社会学部 福祉社会学科 教授/全国老健事業部会 委員 中川 勝喜 氏
全国老施設軽費老人ホーム・ケアハウス部会 部会長 藤井 陽子 氏
- 30分 講演 III (対談)** 軽費老人ホームA型とケアハウスの実態～ケアハウスへの転換事例から～
社会福祉法人緑水会 ケアハウス緑水の泉 施設長 小佐野 進 氏
全国老施設軽費老人ホーム・ケアハウス部会 部会長 藤井 陽子 氏
- 60分 講演 IV** ケアハウスで工夫している取り組みと入居者の変化
～1年間で生活できる住まい(相談窓口の実践)～ フリーライター(元シニア住まい塾相談員) 栗原 道子 氏
- 60分 講演 V (事例発表)** ケアハウスにおける看取りと医療連携の最新動向～先進的取組と今後の展望～
社会福祉法人昭徳会 ケアハウス高英安立 看護部長 高井 里美 氏
社会福祉法人仙台東一ース会 ケアハウス大宮 副施設長 大野 文 氏

第6分科会

“福祉”を届けるべき人々への包括的支援と持続可能な養護老人ホームの経営

趣旨 養護老人ホームは、住環境や経済的な課題をはじめとした複雑な課題を抱える高齢者の生活を支援し続けている一方、地方分権による措置費の一部削減や介護保険制度により、入所対象者、措置額、養護老人ホームの三者において制度的な適応に困難を生じるケースも見受けられます。その中で、契約入所や地域共生事業など、養護老人ホームを取り巻く状況も変わりつつあります。
こうした現状において、地域住民や入所対象者、措置額側から今以上に必要とされる養護老人ホームを指向しつつ、定員割れや収容バランスの悪化の中で養護老人ホームをどう構築していくのか、現制度における現場の問題解決に向けた全国的な行動を模索すべく、研鑽を深めるものです。

企画

- 45分 情報報告** 全国老施設養護老人ホーム部会 副会長 利光 弘文
- 60分 講演 I** 地域共生社会における養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウスのあり方
～令和2年度老健事業の調査研究事業を中心に～ 芝罘5分科会と共同プログラム 淑徳大学 総合福祉学部 社会福祉学科 教授 結城 康博 氏
- 60分 講演 II** 養護老人ホームの役割と事業継続の道標
～軽費高齢者受け入れの契機を踏まえて～ 西九州大学 健康福祉学部 社会福祉学科 准教授 江口 賢子 氏
- 45分 講演 III** 「ストップ措置控え！」のためのアクションへ向けよう…
～措置額調整調査3か年経過レポートより～ 全国老施設養護老人ホーム部会 幹事 平岡 敬 氏
- 30分 講演 IV** 契約入所の現状と今後の展望～契約入所のQ&A～
全国老施設養護老人ホーム部会 副委員長 林 武 氏
- 60分 講演 V (対談)** 「どうなるだろう」からの養護老人ホーム！
～現状の打開と未来(あしな)への対応～ 福祉経営学部 福祉経営学科 教授 清水 正美 氏
全国老施設養護老人ホーム部会 部会長 利光 弘文 氏
全国老施設養護老人ホーム部会 幹事 平岡 敬 氏

お申込み方法



STEP 1

チラシに掲載のURL / 検索 / QR コードから、全国老人福祉施設協議会ホームページのTOPページへアクセス

STEP 2

TOPページの「募集・申込」をクリックして、「全国大会・研究会議開催要項等」を選択、さらに、「全国老人福祉施設大会の開催情報(令和3年度)」をクリックしてください。



※なお、TOPページ上部のイメージ画像部分に大会ページにダイレクトにアクセスできるリンクもご用意しております。

STEP 3

「全国老人福祉施設大会の開催情報(令和3年度)」ページの「第78回全国老人福祉施設大会(山口大会)」をクリックし、大会特設ページ(9月下旬開設予定)へアクセス



STEP 4

大会特設ページの参加申込ページよりお申し込みください。(申込受付期間2021年10月1日10時～2022年3月24日)

STEP 5

お申込み手続きを完了いただきましたら、申込受付メール、参加費のご請求書の原本をお送りいたします。

STEP 6

指定の期日までにお振込みを完了いただきましたら、動画視聴用のID/PWをメールにてお送りさせていただきます。また領収証を受付システムにて発行いたします。

申込に関するお問い合わせはコチラ

TEL 03-3516-7813 株式会社サンケイ会館・山口大会運営事務局 高野・小此木・近野 roushikyo-yamaguchitaikai@sankeibldg.co.jp

法律相談窓口（J Sリーガルサポート）の開設日のお知らせ

公益社団法人全国老人福祉施設協議会では、会員便益向上の観点から、弁護士による法律相談窓口（J Sリーガルサポート）を設置しております。相談窓口の開設日時や具体的な運用については以下のとおりですので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

（J Sリーガルサポートの利用）

- ・ J Sリーガルサポートを利用される場合には、原則として、毎週水曜日（祝祭日を除く）の14：00-17：00に以下の電話番号にお問い合わせください。

J Sリーガルサポートの電話番号：

0 3 - 5 2 1 5 - 7 7 2 5

（3月の開設日時）

- ・ 下記日程での開設となります。（※一部、日程が原則と異なります）

令和4年3月	2日(水) 14：00～17：00 ， 7日(月) 14：00～17：00
	16日(水) 14：00～17：00 ， 23日(水) 14：00～17：00
	30日(水) 14：00～17：00

※ 担当弁護士は、宮澤潤法律事務所 長野 佑紀氏

（留意事項）

- ・ J Sリーガルサポートの開設日時については変更となる場合があります。その場合は、JSweekly等により事前に周知いたします。
- ・ 相談内容については、例えば、介護事故に伴う損害賠償等の内容が考えられます。会員と直接関係が認められない相談内容はお受付いたしません。また、介護報酬の解釈・基準等に関する問い合わせについては、J SリーガルサポートではなくJSWEB110をご活用ください（下記参照）。

全国老施協 HP ⇒ マイページ ⇒ JSWEB110

- ・ J Sリーガルサポートの対象として無料法律相談が可能になるのは、1つの案件につき初回の法律相談に限られ、同一案件に関する2回目以降の法律相談についてはJ Sリーガルサポートの対象には含まれません。したがって、2回目以降の法律相談等を希望される場合には、各会員と弁護士との間での別途個別契約により御対応ください。
- ・ 同様に、同一拠点に複数の施設・事業所（以下、「施設等」という。）を有する法人に関しては、当該拠点内の1施設等が既に初回の法律相談を利用されている場合には、同一案件については、他の施設等は会員番号が異なる場合であってもJ Sリーガルサポートを利用できませんので、法律相談等を希望される場合には、各会員と弁護士との間での別途個別契約により御対応ください。

EPA 看護師・介護福祉士候補者 受入れ機関募集

国際厚生事業団では、EPA（経済連携協定）に基づき 2023 年度に来日する
インドネシア人、フィリピン人、ベトナム人看護師・介護福祉士候補者の受入れ機関を募集します。
EPA 候補者は、受入れ機関で就労・研修を経て看護師・介護福祉士国家資格の取得に臨み、
引き続き日本国内で看護師・介護福祉士として就労することを目指します。

募集期間

2022年

4月6日(水) ▶

5月11日(水)



説明会

3月23日(水)
13時より

オンライン動画配信により実施

※詳細は、当事業団 WEB サイト
(<https://jicwels.or.jp/>) にて
ご案内いたします。

(参考) 昨年度のオンライン説明会 ●▶



EPA 候補者受入れのメリット

- 約 1 年の訪日前・後日本語研修後に入職
- 日本語学習及び国家試験対策に対する支援
- 豊富な経験に基づくサポート
- 明るく丁寧な姿勢が患者・利用者から高評価
- 現場のチームワークやモチベーションの向上
- 国際交流の促進
- 政府間での受入れなので安心